

平成 2 1 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

平成 2 1 年 3 月 4 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 1 年 3 月 4 日（水曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における委員会所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 9 議案第 1 号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 2 号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 玉村町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 玉村町介護保険基金条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算(第 6 号)について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度玉村町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について

- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 1 議案第 3 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度玉村町老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度玉村町農業共済事業会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 1 号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 2 号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 4 3 議案第 4 号 玉村町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 4 4 議案第 5 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 4 5 議案第 6 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 7 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 8 号 玉村町介護保険基金条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 9 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 0 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 1 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 2 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につい
て
- 日程第 5 3 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 4 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

について

- 日程第 5 5 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 6 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 7 議案第 1 8 号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について
- 日程第 5 8 議案第 1 9 号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 5 9 議案第 2 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 6 0 議案第 3 0 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 6 1 議案第 3 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 6 2 議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副町長	横堀 憲司君
教育長	熊谷 誠司君	総務課長	小林 秀行君
税務課長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
子ども育成課長	新井 敬茂君	住民課長	佐藤 千尋君
生活環境安全課長	重田 正典君	経済産業課長	高井 弘仁君
都市建設課長	太田 巧君	上下水道課長	加藤 喜代孝君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一君	学校教育課長	川端 洋一君
生涯学習課長	横堀 徳寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	田村 進
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

○議長あいさつ

議長（石川眞男君） おはようございます。平成21年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私ともにご多用のところご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。今定例会は、平成21年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。会議開会の後、町長より平成21年度施政方針が示されます。それら諸施策を実現するために提出される諸案件は、平成21年度当初予算や条例の新規制定・改廃、また平成20年度補正予算等ではありますが、提出議案の内容につきましては、後ほど町長から詳細な説明がなされるものと思われまます。我々議会人としていたしましては、住民の負託にこたえるため、住民福祉増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、玉村町行政に大いに反映されますようお願い申し上げます。

会期長き今定例会ですが、議員各位の慎重な審議により適正、妥当な議決を得られますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

〔議長、副議長と交代〕

○表彰状の伝達

副議長（茂木信義君） これより表彰状の伝達を行います。

先月20日に開催されました群馬県町村議会の定期総会において、全国町村議会議長会から町村議員特別表彰、また群馬県町村議会議長会から議員在籍10年の顕彰をされましたので、ここで伝達を行います。

石川議長、前へお越しく下さい。

〔16番 石川眞男君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 石 川 眞 男 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成21年2月20日

群馬県町村議会議長会長 高 橋 正

〔拍 手〕

表 彰 状

群馬県町村議会議長会副会長 石 川 眞 男 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成21年2月6日

全国町村議会議長会長 原 伸 一

〔拍手〕

副議長（茂木信義君） ここで、表彰状を受賞されました石川議長よりあいさつをいただきたいと思いを。

議長、よろしくをお願いします。

〔16番 石川眞男君登壇〕

16番（石川眞男君） おはようございます。

私、この件を初めて聞いたとき、さあどうしようと実は思ったのですけれども、よく考えてみますと、ここにいらっしゃるすべての議員さんの推挙によって私が議長として県のほうに送られました。それで、このようなことになったということは、結局自立してこれから玉村町が歩もうとするその町村の中で玉村町の役割を全国町村会のほうも相当評価してくれているのだと。そして、それは私という名前を通じて玉村町議会そのものに期待をしているのではないかという形で私も受け止め、これをありがたくいただくことにいたしました。

今、世界的に見ても、国内的に見ても、非常に困難な経済状況であります。また、中央政治も私たちの本当に意にかなうような状況にはあるとは到底言いがたい状況の中で、今この受賞を機に本当にもう一度一段とこの困難な状況を玉村町の住民の皆さんが本当に暮らしやすいと実感できるような状況をこの議会は議会の皆さんとともにあらゆる知恵を総結集して、そして執行と議論しながら暮らしやすいまちづくりを本当に実現する責務があると痛感しております。そういった形で今後とも私全力で議会活動を行っていくことを思いますことをここに改めて表明させてもらって、簡単ですが、私の御礼のあいさつとかえさせていただきます。

きょうはありがとうございました。（拍手）

副議長（茂木信義君） この際ですので、議会を代表いたしましてお祝いのごあいさつをいたします。

石川議長には、長年玉村町議会議員として、また議長として、本当にお世話になりまして、この功績は非常に大きいものだと思います。これに対して深く感謝申し上げます。

今後とも玉村町の発展のためにご尽力をいただきますように、心からお願い申し上げます、あいさつといたします。

表彰状の伝達が終了いたしましたので、これで議長とかわりますので、よろしくをお願いします。

〔副議長、議長と交代〕

○開会・開議

午前9時8分開会・開議

議長（石川眞男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（石川眞男君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期・随時監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施した監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（石川眞男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第120条の規定により、6番三友美恵子議員、7番中里知恵子議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（石川眞男君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る2月25日議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

寺田純子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 寺田純子君登壇〕

議会運営委員長（寺田純子君） おはようございます。平成21年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月25日、議会運営委員会を開会し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月17日までの14日間といたします。

今定例会は、町長から提案される議案は34議案を予定しています。概要につきましては、本日は各委員長より閉会中における所管事務調査の報告と陳情の付託を行い、その後町長より平成21年度施政方針が示されます。続いて、承認第1号と承認第2号の2議案について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第1号と議案第2号及び議案第4号から議案第20号並びに議案第30号から議案第32号までの22議案の一括提案説明の後、議案第3号について提案説明、総括質疑、委員会付託を行います。次に、議案第21号から議案第29号までの予算関係9議案について一括提案説明、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、議案第1号と議案

第2号及び議案第4号から議案20号並びに議案第30号から議案第32号までの22議案について質疑、討論、表決を行います。本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。その後、議会広報編集委員会が開催されます。

日程2日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程3日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程4日目、5日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程6日目、7日目は、予算特別委員会が開催されます。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程9日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程10日目は、中学校卒業式のため、休会とします。

日程11日目、12日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程13日目は、午前10時より全員協議会が開催されます。

日程14日目は、最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、本会議を午後2時開議、委員会に付託された議案第3号について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託された議案第21号から29号までの予算関係9議案について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された陳情について委員長の陳情審査の報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告の提出と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（石川眞男君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成21年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月17日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

○日程第4 閉会中における委員会所管事務調査報告

議長（石川眞男君） 日程第4、閉会中における委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、議会広報特別委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会広報特別委員長。

〔議会広報特別委員長 三友美恵子君登壇〕

議会広報特別委員長（三友美恵子君） おはようございます。議会特別広報委員会所管事務調査報告をいたします。

平成21年2月2日に株式会社会議録センターにおきまして、先進的な編集サポート体制について現場視察を行いました。

委員全員と議長と議会事務局の随行のもとに行われました。

会議録センターにおきまして、会議録広報づくりの編集サポート体制について視察を行い、この会社は速記から印刷製本まで自社において全工程を一貫処理する日本で最初の専門会社であります。

40年の実績があり、普通の製本会社と違うところは、地方議会の内容に特化した議会広報の編集部署があります。また、各議会広報の編集会議において専任のオペレーターが出席し、わかりやすい表記やレイアウトの提案など、サポート体制を行っております。

今回の視察は3部門構成で行われまして、1部は現在の編集上の問題点などについて解説していただきました。また、実際の編集現場において、2部におきましてはパソコンの操作などを見ながら、画面を見ながらレイアウトのやり方などをお聞きいたしました。3部では、今後の住民参加の紙面づくりについてのアドバイスを受けました。

考察といたしまして、地方分権、住民自治の時代において、情報の公開の重要性は増しております。議会として知らせたいこと、知らせるべきこと、そして住民の知りたいこと、知っておくべきこととずれがあります。これを双方向の媒体とするために、議会広報も議会の広報から住民の広報へとということで意識を変えていかなければならないと思っております。今後も議員の力で主体性を持ちながら議論をし、議会広報を築き上げていきたいと思っておりますが、住民の皆さんに読んでいただける魅力ある広報をつくるためにも、適切な編集サポートを受けることが大切ではないかと考えております。

以上、報告といたします。

議長（石川眞男君） 以上で議会広報特別委員長の報告を終了いたします。

次に、行財政改革特別委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

関口祝嘉行財政改革特別委員長。

〔行財政改革特別委員長 関口祝嘉君登壇〕

行財政改革特別委員長（関口祝嘉君） 行財政改革特別委員会委員長、関口祝嘉であります。行財政改革特別委員会所管事務調査報告を行います。

次により所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

視察地、栃木県下都賀郡壬生町であります。視察日は、平成21年2月9日午後1時30分よりでありました。調査目的、壬生町における行財政改革について。出席委員は、15名全員と石川議長であります。随行職員は、議会事務局長並びに総務課政策推進室総合政策係長でありました。対応者、壬生町町議会議長、壬生町副町長、説明者は議会事務局長、議会事務局係長、総務部企画財政課長、総務部企画財政課係長でありました。

調査報告といたしまして、栃木県壬生町は隣接の南河内町、石橋町、国分寺町と合併推進協議会を立ち上げ、協議してまいりましたが、3町が合併してしまいましたので、壬生町は自立を選択するしかなかったようであります。自立を選択した壬生町は、第3期行政改革大綱を作成し、理念、住民の視点に立った成果重視の町政運営の推進。改革の視点では、1、住民満足度の向上、2、住民と共有する町政運営の推進、3、成果を重視した行政運営の推進、4、時代への対応と意識改革及び能力開発の必要性、5、健全な財政運営の確保。計画の期間は、平成18年度から22年度までの5カ年です。推進の方法、1、行政改革大綱に基づく実行計画による改革、2、職員提案制度による改革、3、住民その他匿名等による改革を実施しております。

考察といたしまして、行財政改革の取り組みについては、道半ばとの印象を受けましたが、玉村町としても大いに参考にすべき点もありました。

詳細は、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長（石川眞男君） 以上で行財政改革特別委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○日程第5 陳情の付託

議長（石川眞男君） 日程第5、陳情の付託を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情については、既に配付してあります陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成21年3月4日

玉村町議会第1回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	21. 2.18	玉村町に全国健康保険協会管掌健康診断実施医療機関の指定病院設置を求める意見書の採択についての陳情	玉村町大字上茂木123 3 原 元宏	文 教 福 祉 常任委員会

○日程第6 町長施政方針

議長（石川眞男君） 日程第6、町長施政方針について町長より報告を求めます。
町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。初めに、石川議長が全国町村会より表彰を受けまして、大変おめでとうございます。大変な時代でございますけれども、町の議会のリーダーとして今後も活躍をしていただけることを祈念いたしまして、簡単ですけれども、お祝いの言葉にさせていただきます。

本日、平成21年玉村町議会第1回定例会の開催に当たり、平成21年度予算をはじめ、その他諸議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する姿勢と所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

昨今の経済は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する金融不安に、100年に1度の大不況と言われる日本経済も深刻な危機に直面をし、我々にもその足音が実感として迫っている状況にあります。

今、私たちの価値観を変えるときだと思えます。

競争社会の中で、従来の日本人気質と変わった新しい考え方を持つ人がふえています。

物に恵まれ、自分さえよければ「よし」という風潮がふえているのではないのでしょうか。日本社会のこれからを心配しております。

今、この生き方を変える時期であります。戦後焼け野原の中から立ち上がったすばらしいエネルギー、そして、能力と他人を思いやり、勤勉と規律正しい日本社会、物や、金がなくても、充実した日々を過ごす力強さ、

今、このような生き方、そして、価値観が求められていると、私は感じております。

そこで、町の不況対策への取り組みとして昨年12月に、中小企業等のための経営サポート資金保証料補助を開始し、経営安定化に向けた取り組みを開始しました。また、本年1月には経済産業課内に不況対策室を設置し、経営サポート資金の活用、町営住宅等を活用した住宅支援、臨時職員の採用を通じた緊急雇用対策などの生活の安心を確保するための対策を行っております。なお、平成21年度も不況対策への取り組みは継続して続けてまいります。

私は町民の皆様に住んでよかった町「玉村町」になるように今後も、町民の皆様との対話を重視し、この玉村町を今まで以上に愛していただけるよう、希望に満ちた豊かな地域社会を目指し、緑豊かな自然環境と歴史と文化に満ちた玉村町の発展に向けて誠心誠意取り組んでまいります。議員各位や職員との意思疎通を密にし、全力を挙げて仕事を進めていきたいと思っております。ご協力をお願い申し上げます。

それでは、平成21年度予算の概要について、ご説明申し上げます。

平成21年度の予算編成に当たり、その指針となる国においては、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じて、引き続き「経済財政改革の基本方針」、これは骨太の基本方針2008でございます、により、最大限の削減を行うとともに、若者があすに希望を持ち、お年寄りが安心してできる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うとしています。

このような状況の中で、当町の平成21年度一般会計予算は希望に満ちた豊かな地域社会を目指した予算編成とすることができたと考えております。

歳出では、玉村中学校校舎建設事業費で6億2,009万円、玉村小学校体育館大規模改造事業費1億2,283万円、第3保育所建設事業3億664万円、道路建設事業を中心とした土木公共事業で6億2,200万円を計上し、福祉医療では新たに10月から中学校卒業までの通院を対象とし2億7,140万円、妊婦健診費助成は今まで5回までを14回まで無料化とし2,934万円、の大事業及び新規事業を盛り込んだことにより、総額では対前年度比1%増となる101億7,600万円と大型予算編成となりました。

また、性質別の内訳につきましては、義務的経費が39.1%であり昨年度より0.6ポイント減少し、投資的経費は18.6%で1.1ポイント下回っております。なお、財源につきましては、町税を46億2,767万円見込み4.7%の減となったため、自主財源比率は昨年度を2.7ポイント下回り60.4%となりました。反面、地方交付税は8,000万円伸びて9億3,000万円、の9.4%の増により、依存財源比率は昨年度を2.7ポイント上昇し39.6%になる見込みであります。さらに不足する財源につきましては、財政調整基金から7億円を取り崩して対応いたしました。

大事業や新規事業により、当町の財政事情につきましても厳しさを増している状況ではございますが、限られた財源の中で町民の満足度を高めるために、行財政改革を進めるとともに事業の必要性・事業効果を検討し、緊急度・優先度に基づく事業の厳しい選択を行い、町民サービスが後退することのないように努力をしております。

次に、歳入について申し上げますと、個人町民税につきましては、景気の悪化が懸念されておりますが2.3%増を見込むことができました。一方、法人町民税では、製造業の急激な景気の悪化により54.8%減となっております。また、固定資産税は評価替えや建物の一斉調査等により1.7%の増を見込むことができました。このような厳しい経済情勢の中でも、町税全体では、4.7%減の46億2,767万円を計上することができました。

次に、地方交付税は、地方財政計画では2.7%の増額であります。当町は先ほど説明した法人税の大幅な減額を含め、自主財源が減少しております。対前年度比9.4%増の9億3,000万円を見込んでおります。

また、国庫支出金は、玉村中学校施設整備費負担金並びに交付金が事業費の減額等により24.6%

減の6億6,844万円であり、県支出金は、障害者自立支援費負担金及び福祉医療費補助金が伸び、対前年度比5.4%増の5億4,499万円であります。

基金繰入金では、さきに説明しました「財政調整基金」を7億円、また、ふるさとまつり等に充当するために「ふるさと創生基金」から1,500万円、都市計画事業費に充当するために「都市計画事業基金」から5,000万円を取り崩して、財源の確保を図ってまいります。なお、さきに申し上げました事業を行うことにより「財政調整基金」の21年度末現在高は19億円程度になると予測をしております。

町債におきまして、交付税の一部振りかえによる「臨時財政対策債」が4億9,000万円、玉村中学校建設に伴う教育債を4億290万円、第3保育所建設に伴う社会福祉施設整備事業債2億3,590万円、及び社会福祉法人グリーンハートが行う特別養護老人ホーム建設事業に伴う地域総合整備資金貸付事業債1億2,000万円を予定し、町債発行額全体では、対前年度比50.6%増の12億4,880万円を計上しました。その結果、一般会計の21年度地方債現在高は9億6,400万円程度となり、20年度末に比べ4億円程度の増額となる見込みでございます。

次に、歳出であります。以下、平成21年度の主な施策について、特別会計、企業会計を含めながら、ご説明を申し上げます。

町民生活やまちづくりへのニーズは、多様化し高度化してきております。そして、玉村町がこれから直面する少子高齢化という大きなうねりに立ち向かっていくには、細やかな行政の配慮と行政手腕が必要であり、「やらなければならないこと」はもとより、「できること」をしっかりと判別していかなければこの難局は乗り切れないと考えております。

このような行財政の状況をしっかりと見きわめ、協働のまちづくりを推進して、これからの行政サービスのあり方を、町民とともに考え、ともに取り組んでいく必要があります。

こうした諸課題への積極的な取り組みにつきましては、継続事業の早期完成と新規事業の厳選を基本とし、計画的に選択し、「健康とスポーツのまちづくり」、「あんしん安全なまちづくり」、「食育で明るいまちづくり」、「町民との協働のまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」を中心として、町民生活に密接に関連した諸施策や事業につきましても、積極的に予算に反映させたところでございます。

それでは、初めに、「健康とスポーツのまちづくり」からご説明申し上げます。

疾病の早期発見、早期治療を行うために、各種健診事業や健康教室、健康相談、訪問指導等を積極的に実施し、町民の主体的な健康づくりへの支援などにより、健康的な生活習慣の定着を促すとともに、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を整えるなど、健康増進の機会を広げてまいります。

特に、昨年度から40歳以上の方を対象に実施している「特定健診」、これは健康づくり健診でございます。メタボリックシンドロームを予防する対策の一環として、スクリーニング検査を行うとともに、検査の結果、必要と思われる方に対して栄養・運動等の保健指導を行い、または、医師への受

診を勧め、壮年期からの健康意識と自覚の高揚を図ることを目的として実施してまいります。

さらに、健康増進の一環として、町民が生涯にわたり健康で活力に満ちあふれた人生を送ることができるよう、「町民一人一スポーツ」を目標に、生涯スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めてまいります。町内の歩きたくなる道を選んでウォーキングコースを設定し案内板を設置しました。また、お年寄りに元気になっていただくために、各地区での筋力トレーニングや、当町では非常に人気がありますグラウンドゴルフ場を今年度は五料の河川敷に整備する予定でございます。20年度に完成した下新田公園は、市街化地域の散歩コースとしても利用していただきたいと考えております。

次に、児童福祉対策では、乳幼児福祉医療の拡充を図ってまいります。通院につきましては小学校卒業まで、入院につきましては中学校卒業までの医療費無料化を昨年実施いたしましたが、本年は10月以降診療分から中学生の通院までに拡充をします。

なお、子供たちが楽しく、保護者が安心して預けられる施設整備の充実に努めるため第3保育所の建設を行います。また、児童館にはAEDを設置し、全保育所・児童館に防犯カメラ並びにAEDが設置されます。安全を確保するとともに、子供を育てながら安心して働ける社会環境づくりに努めてまいります。

少子化対策といたしましては、安心して子供を育てられるよう「妊婦健診助成事業」を今まで5回だったものを14回までに助成を大幅にふやして、妊婦の経済的負担を軽減していきます。また、「このとり助成事業」では、不妊治療に対する助成を強化し、年間最高で10万円で5回までの不妊治療費補助を行い、経済的負担の軽減や訪問指導による悩みや不安の解消等を支援し、負担の軽減を図ってまいります。

社会福祉につきましては、障害者福祉計画に基づき多様化する福祉サービスに対する町民の要望に的確に対応しながら、「質の高い福祉社会の実現」を目指して各種施策を推進してまいります。

さらに、「福祉作業所たんぼぼ」の地域支援活動センターにおいて、就労支援の強化により、福祉の拠点づくりを一層促進し、障害者の社会的自立をより一層支援してまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度対比1.8%減の28億9,380万3,000円となっております。

医療保険制度が大きく変わっていく中で、国民健康保険事業は、75歳以上の老人保健対象者が後期高齢者医療制度へ移行し国民健康保険加入者は2,300人程度減少しました。しかし、今後は世界的な不況により、加入者の増加が予想されます。国民健康保険を取り巻く環境は、医療技術の進歩に伴い、被保険者1人当たり医療費が年々増加する状況にあります。

昨年より、医療保険者に特定健康診査等が義務づけられ、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を抽出し、特定保健指導を実施することにより疾病の進展や重症化を予防することにより、医療費の削減に向けて取り組んでおります。また、「健康はつくるもの」という視点に立ち、スポーツを

通じた健康づくり等推進するとともに、収納対策の強化や医療費の適正化を図り、安心して医療が受けられるよう健全運営に努めてまいります。

老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計へ移行しましたが、請求が遅延した分についての精算を行うための予算化をしておりますので、前年度対比98.8%減の223万1,000円となっております。

後期高齢者医療特別会計は、20年度から新設された特別会計であります。前年度対比4.6%減の1億9,786万5,000円となっております。

歳入は保険料及び保険料の軽減分と事務費分として、一般会計から繰り入れを行い、医療費納付金と事務費拠出金として広域連合に支出するものであります。

21年度から国民保険加入者と同様に人間ドック・保養券などが利用できるようになりました。

20年度は制度が始まり、相次ぐ制度改正が重なったため、加入者の方々に混乱がございましたが、2年度目になりますので、きめ細かな対応に心がけ、加入者の皆様にご理解が得られるよう運営をしてまいります。

介護保険特別会計につきましては、前年度対比3.1%増の13億3,580万7,000円となっております。

介護保険制度も制度の定着化により要介護者、要支援者の介護認定者が増加を続けております。また、本年度は特定施設入居者生活介護施設、これは有料老人ホームでございます、40床が開設し、伊勢崎佐波医師会病院では介護老人保健施設に50床が転換することにより介護ニーズがより高まり給付費が年々増加しております。

本年度から第4期介護保険事業に入り、介護保険報酬の3%引き上げがなされ、保険料の改定をできる限り低額に抑え今議会に上程しております。今後ますます増加が予想される給付費の適正化に努め、事務の効率化を図るとともに、介護サービス事業者との連携により、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

介護予防サービス事業特別会計につきましては、前年度対比16.3%増の1,199万2,000円です。

保健師等が中心になり、要支援1・2の認定者に対する予防給付プランを作成し、適切な介護予防サービス提供により、要支援認定者の状態の維持及び改善を図り、住みなれた地域で生き生きとした生活ができるよう、これからも自立支援に努めてまいります。

次に、「あんしん安全なまちづくり」でございます。

地域の防犯対策では、「地域創造支援事業」として、19年度から3カ年事業とし玉小・南小地域の防犯灯の設置を重点的に行うとともに、町の単独事業として、各行政区の要望により新設及び老朽化した防犯灯の交換等を積極的に行い、「明るいまちづくり」を推進していきます。また、町内主要箇所の各種パトロールを実施し、地域の防犯意識の高揚に努め、安心して暮らせるまちづくりに取り

組んでまいります。

子供たちが、安心して安全に通学し学校生活が送られるよう、地域における犯罪の抑止や青少年の問題行動の未然防止を目的に、「あんしん安全なまちづくりパトロール」や「まちづくり活動推進事業」とあわせて、「痴漢警戒パトロール」を実施するとともに、小・中学校の全児童生徒の保護者を対象に緊急連絡網システムを導入し、学校と家庭との連絡が密にとれるようになり、子供たちが安全な学校生活を送れるよう今後も支援してまいります。

次に、消防・防災体制についてであります。町民の生命・財産を守るため、災害や危機に対する備えを着実にいき、すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

消防では、火災現場で迅速な消火活動を行うため、老朽化が進んでいる防火水槽、消火栓の改修を順次行うとともに、水利の乏しい地域を解消するため新規の消火栓を設置して、消防防災設備の充実・強化を図り、町民が安心して暮らせるよう努めてまいります。

地域の防火・防災の担い手である消防団員につきましては、後継者不足が深刻化していることから、引き続き役場職員も地域社会の一員として、積極的に地域活動に参加し、貢献しながら、消防団のより一層の活性化を図るとともに、女性防火クラブ等の育成強化に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

現在、玉村町洪水ハザードマップ作成中ではありますが、完成次第全世帯に配布を予定しております。18年度から実施しております防災訓練を21年度も実施し緊急災害時の対応への備えを充実していきます。

地域自主防災組織の全行政区での立ち上げを目標に今後も積極的に進め、災害時の対応や、災害ボランティア活動事業を社会福祉協議会が中心になり立ち上げ、障害を持つ方々やひとり暮らし老人等が災害に見舞われたときに、迅速な対応が図れる体制を整えておきたいと考えております。

次に、「食育で明るい家庭とまちづくり」でございます。

20年度までは、国の補助金を受けて食育推進事業を進めておりましたが、21年度からは町単独事業として全庁的に取り組むため関係各位による食育推進委員会を設置するとともに、地域の食育に関する人材や給食センター、学校栄養士、食生活改善推進員等が協力して授業や活動を実践し、子供たちや保護者の食生活意識の改善を図ってまいります。

22年度には、医療、地域・福祉・教育・生産・販売等の識見者による玉村町食育推進計画策定懇談会を設置し推進計画の策定を行いたいと考えております。

また、少し角度は変わりますが、農政関係では、たまむら農業塾を開講し野菜のつくり方指導を行い、玉村町産野菜の生産を拡大し、玉村町産野菜の食べ方講習会等を開催し家族と一緒に食事をする機会をふやせるようにしていきたいと考えております。

次に、「町民との協働のまちづくり」でございます。

町民一人一人が、まちづくりに主体的にかかわっていく中で、「参加と協働によるまちづくり」と

して、住民と行政がともに知恵を出し、汗を流し、必要に応じて予算を措置していかなければならないと思っております。

ボランティア活動は、奉仕活動としてだけではなく、ボランティアに取り組むことで自己成長の可能性が高められるなど、人生を充実する活動の一つでもあるとともに、町民と行政が協働して、「福祉・子育て支援・教育」等、町政全般にかかわっていただくものであります。総合窓口及び活動拠点も設置するとともに、「町民まちづくり活動支援事業補助金」等を充実し、各種ボランティア事業を推進してまいります。

花火大会、ふるさとまつりと町民体育祭、産業祭のイベントにつきましては、毎年多くの町民でにぎわっております。引き続きこれらイベントを通して、玉村町民が一体となることにより、町の活性化を図ってまいります。今後も玉村町の宣伝及び町おこしに積極的な取り組みをしていきたいと思っております。

地域における公園整備につきましては、板井・根石公園の整備を引き続き行うとともに、角淵公園、新田公園、南玉地区の公園及び、20年度で完成しました下新田公園につきましては、日常管理を地元が行う官民協働による公園であります。今後は既存公園につきましては、既存のもうできている公園ですね、できている公園につきましても、官民協働管理事業の推進を図ってまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業では農業者だけでなく、地域住民等が参加する活動組織により環境保全を地域活動として、町民が地域でお互いに交流し、支え合いながら健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

次に、「環境にやさしいまちづくり」でございます。

地球温暖化防止に向けて、自然環境を維持することは地球規模での課題であり、町民一人一人及び行政の環境問題に対する積極的な行動が求められております。

町では、太陽光発電システム設置整備助成事業を創設し、個人住宅に太陽光発電設備を設置した場合の補助を行います。

役場内では、エコアクション21に取り組むことで、職員全体の意識改革を進めるとともに、事業全般の省エネルギー化についても積極的に取り組んでまいります。21年度には、庁舎内事務室の蛍光灯安定器を交換することにより消費電力の抑制を行ってまいります。

ごみ処理につきましては、環境問題とも深くかかわる重要な行政課題としてとらえ、ごみ・し尿等を適正かつ計画的に処理するため、ごみの減量化や再資源化、再生品の利用促進など、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

ごみ減少への取り組みとしましては、生ごみ処理機購入補助を引き続き行い、枝葉粉碎機購入補助を新たに実施し、再利用資源物拠点回収モデル地区を3カ所設置します。リサイクルに対する町民の意識改革を行うとともに、マイバッグキャンペーン推進運動を積極的に行い、ごみを出さない消費生活についても推進するなど、町民のごみ減量化に対する意識の高揚に努めてまいります。

環境対策といたしましては、環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となり、今後における環境への取り組みの推進を図り、今ある美しい自然を次の世代に引き継いでいくため、環境保全と環境美化の促進に努めてまいります。

さらに、次世代を担う子供たちに、烏川河川敷にあります、水辺の森、角淵グラウンド、キャンプ場、グラウンドゴルフ場の一角を岩倉自然公園と位置づけ、ふるさとの自然再発見と環境美化への理解を深めてもらうとともに、「生きる力」と「自然を守る心」を養う場としていきたいと思っております。現在もこの場所を使用して「子供自然観察隊」を毎年開催しております、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

続きまして、さきに述べた主要施策のほかに取り組むべき項目として、まず、「生活しやすい社会基盤の整備」でございます。快適な町民生活の基盤となるものであり、町道をはじめとする生活関連社会資本の整備を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

町民生活や経済活動に欠かせない道路につきましては、将来を見据えた町発展のため、計画的な整備が必要であると考えておりますので、本年度も引き続き、国庫補助金や県補助金を活用した道路網の整備をより一層促進いたします。

斎田 上之手線につきましては、町の中心市街地を抜けて広域幹線道路へと南北を結ぶ重要な道路として期待される路線であるため、引き続き事業の進捗を図ってまいります。市街地の用地買収につきましても鋭意努力し、まずは国道354号線までの間の開通を早期に図ってまいります。

町道217号線道路改良工事は交通安全対策と雨水対策を一体化した道路整備事業でありまして、この217号線というのは上飯島の354から南中に向けての道路でございます、当町の重要課題と言える鯉沢の公共下水道としての雨水対策、及び交通安全対策としての通学路整備の早期完成を目指してまいります。

さらに、板井地区では「まちづくり事業」として、「板井まちなかメインルート整備」・「古川ふれあいロード整備」・「県道アクセスルート整備」・「板井まちかど公園整備」を総合的に整備をして、生活しやすい社会基盤の整備を行います。

また、高崎スマートインターチェンジの平成23年度運用開始に伴い、東毛広域幹線道路も開通が予定されているため、アクセス町道の整備を行います。

ふるさと融資資金では「社会福祉法人グリーンハート」が特別養護老人ホーム50床の建設を支援するための事業費の20%以内に対し無利子融資を行います。

農業振興といたしましては、「品目横断的経営安定対策」が19年度から始まり、集落営農組合11組合・認定農業者18名が担い手としての取り組みを図っています。今後につきましては、集団営農組合の法人化に向けた集落営農法人育成支援を行っております。

農業共済事業会計につきましては、対前年度比2.4%減の7,279万2,000円となっておりますが、この要因は、農作物共済、これは水稻でございます、水稻の作付面積の減少や、家畜共済

加入頭数の減少などによるものです。今後もサービスの低下をさせることなく、健全な事業運営に努めます。

なお、事業の安定運営と効率化を目指し、平成22年4月には群馬県下1組合となります。

商工業の振興につきましては、東部工業団地の拡張を推進していくとともに、東毛広域幹線道路、及び高崎スマートインターの完成に合わせ、周辺の開発についても引き続き検討していきたいと考えております。

下水道事業特別会計につきましては、前年度対比19%減の11億3,298万3,000円となっておりますが、その要因は、国の公共事業費の圧縮の影響と現在の事業認可区域が平成22年度までとなっております。認可区域内の工事区域が最終段階に来ていることから事業量・事業費が減少してきております。本年度につきましては、公共下水道事業につきましては板井地区・福島地区を、特定環境保全公共下水道事業では斎田地区・角淵地区を重点的に整備してまいります。

今後事業認可区域の拡大を検討し、下水道の普及率向上に努めてまいります。

また、雨水対策事業につきましては、滝川2号幹線、これは蛭堀でございます、並びに滝川5号幹線、これは鯉沢でございます、を計画的に整備してまいります。

水道事業会計につきましては、歳出予算前年度対比2.2%減の7億7,629万4,000円となっております。できる限り自前の給水ができるよう努力してまいります。県央第二水道の受水につきましても安定した水資源を確保するという面からは重要であると認識しております。なお、現在の県央第二水道からの受水量は町全体の給水量の16%となっております。地下水と合わせて県央より受水することが、緊急災害時等を考慮しても安心して安定した水を供給する面においても効果的であると診断しておりますので、ご理解をいただければと考えております。さらに、老朽化した給水管の布設がえ工事を積極的に実施していきます。

また、心配される水道料金値上げの問題ではありますが、確かに水道事業におきましても、非常に厳しい経営状況となっておりますが、事務事業の民間委託をはじめとし、より一層の経費節減に努めていくことで、当面の値上げはしない方針でいきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、「教育」についてでございます。

子供たちが、自ら学び、自ら考える確かな学力や、他人を思いやる心を身につけ、心豊かで、心身ともに健全な子供の育成を図ることが重要であると考えております。

そのため、一人一人に対応した、きめ細かな指導の充実を図るために、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施してまいります。また、国際化への対応として、中学生のみならず、小学生も対象に英語指導助手を配置し、生きた英語を身近に接することにより、英語力の向上及び国際化を身につける教育の充実を図っていくとともに、町内各学校に在籍する外国人児童生徒の指導を充実させるため、「外国人子女教育支援事業」を実施し、子供たちや保護者との相互理解を図っていききたいと考えております。

学校教育施設の整備環境の充実につきましては、昨年には玉村中学校の校舎棟が完成し、本年度には体育館、プールの建設を行い3年計画の最終年となり、ほぼ計画どおり進んでおります。芝根小学校のオープンスペースのある教室を授業がしやすいように改造する工事を3年計画の2年目として2階部分を施工してまいります。さらに各小学校に扇風機を設置していくとともに、小中学校図書につきましては、5年計画を立てて充実を図ります。玉村小学校では、体育館の大規模改修工事を行います。上陽小学校では、校舎棟並びに体育館の耐震化と大規模改修工事のための実施設計を行い22年度、23年度において改修工事を実施する予定となっております。玉村幼稚園、南幼稚園に防犯カメラを設置し園児の安全確保に努めます。

また、いじめや不登校など、児童生徒の心の悩みに対応するために、適応指導教室におけるカウンセリングの充実を図るとともに、児童生徒のみならず、保護者に対する教育相談体制の拡充にも努め、心のケアに万全を期してまいります。

学校給食では、栄養のバランスに配慮した食事を提供するために、地産地消を取り入れた良質な素材と調理の安全に努め、献立内容をさらに充実させ、子供たちが喜んで、楽しく食べられる給食づくりに取り組んでまいります。今後も、環境に優しくおいしい瓶牛乳を玉村町の子供たちに残していきたいと考えております。

社会教育では、町民だれもが、生涯を通して生きがいを持って生活できる人づくり、仲間づくりを目指して、町民の自発的な学習意欲と積極的な参加意識を育てるため、町民各種教室をはじめ、高齢者教室を幅広く開催してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにつきましても、より一層の推進のため、講演会や意見交換会の場を設けるなど町民意識の底上げを図り、啓発活動を充実してまいります。

また、多くの国々の文化や社会に触れるとともに、価値観を尊重し合うことによって相互理解を深めるため、国際交流事業を充実するよう努めてまいります。

まず、「国際性豊かなすぐれた人材の育成」を目指し、引き続き中学生海外派遣を行うとともに、さらなる交流を深めるため、エレンズバーグ市から中学生海外派遣でお世話になっているホストファミリー・ボランティアの方々の招致を行ってまいります。また、ボランティアによる日本語教室を中心に、語学の習得を通じた触れ合いなど、在住外国人の方々との「国際交流の足場づくり」のために必要な活動を、幅広く支援してまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化センターを活用いたしまして、町民が多彩な芸術と文化に親しむ機会を積極的に提供するとともに、芸術文化に対する町民意識の高揚に努めてまいります。

以上のとおり、平成21年度の町政運営に臨み、私の所信と予算の概要及び主要事業について申し上げます。町民の負託にこたえるべく、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

以上です。

議長（石川眞男君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨をあした9時までに議長に提出してください。

議長（石川眞男君） 休憩いたします。10時35分再開いたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

○日程第7 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第4号））

○日程第8 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第5号））

議長（石川眞男君） 日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第4号））から日程第8、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第5号））の2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、承認第1号から日程第8、承認第2号を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第1号 平成20年度玉村町一般会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項により、平成20年12月25日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億7,219万1,000円と定めるものでございます。歳入については、財政調整基金から繰り入れを行いました。歳出は、中小企業緊急支援事業といたしまして、中小企業等の緊急支援策として群馬県が行う経営サポート資金の融資を受ける際に支払う信用保証料の一部を補助するものであります。

なお、この補正予算は中小企業等の年末年始の資金確保のため、早急な対策が必要なために専決処分をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

承認第2号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(第5号)について専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項により、平成21年2月2日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,764万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,983万1,000円とさせていただくとともに、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

まず、繰越明許費は、障害者福祉施設加工設備整備事業、新型インフルエンザ対策事業、町営住宅屋根改修事業、地上デジタルテレビ整備事業、各事業とも国の第2次補正予算により実施しますが、物品の納期や工事のための材料等の手配などに時間がかかってしまうため年度内終了が難しいため、繰り越し事業となるものでございます。

歳入では、国の第1次補正予算により地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として500万円、第2次補正予算により地域活性化・生活対策臨時交付金4,957万9,000円、そのほかには地方消費税交付金等を計上いたしました。

歳出におきましては、障害者福祉センター加工設備整備事業として、障害者福祉センターにおいて就労支援事業の充実を図るため、ジャム生産事業用に業務用ガステーブル等の設備を設置し、そば粉用脱皮機、粉碎機等の設備購入費200万円、新型インフルエンザ対策事業として周知用リーフレットを購入し、全世帯に配布します。感染防護対策キット600枚等の購入費で315万4,000円、緊急雇用創出事業として臨時職員賃金等で215万1,000円、松くい虫防除事業として烏川河川敷の松林において松くい虫の被害が確認されたため、隣接地への被害を食いとめるために緊急に防除を行う費用として842万6,000円、町営住宅屋根雨漏り改修工事として上福島町営住宅12戸の屋根のふきかえ工事費の927万2,000円、地上デジタルテレビ整備事業では、小中学校の教室用テレビをデジタル放送対応用に入れかえするための工事費並びに備品購入費で3,478万8,000円でございます。

以上が新規事業として取り組みを行っております。昨年末より実施しております中小企業等緊急支援事業は、地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業となるため、財源の組み替えを行いました。労働費につきましては、1月に設置しました不況対策室で行う緊急雇用創出事業で、臨時職員の雇用を行うための賃金並びに社会保険料を総務費からの組み替えを行いました。消防費では、500万円の一般財源を、第1次補正分ですね、に組み替えを行いました。

なお、この補正予算は、早急な対応が必要なために専決処分をさせていただきました。よろしくご

審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

初めに、日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第4号））に対する質疑を求めます。

茂木信義議員。

〔15番 茂木信義君発言〕

15番（茂木信義君） 承認第1号の提案について質問させていただきます。

これは、昨年12月の定例会において、議会のほうから決議したものを早速町執行のほうでこのような企画をしたというようなことで、本当に我々としては評価する次第でございますけれども、現状の進捗状況、これを教えていただきたいのですが。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 現在の進捗状況というご質問でございます。

この予算の中では、大体90件程度の3カ月間で、昨年の12月からことしの3月まで約90件程度の予定で予算を3,000万円をとっておりました。今現在2月末現在なのですが、30件の補助の申請が来ております。約1,000万円程度の補助のほうの消化が済みしております。今後3月に向けてもっとふえていくというふうに考えております。

以上です。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

〔15番 茂木信義君発言〕

15番（茂木信義君） 大体件数にして予定の3分の1ぐらい、金額も大体そのぐらいということであろうと思います。ただ、巷間伝えられているのは、申し込みに対して審査の段階でなかなかクリアできないのだと、だから利用件数が少ないというようなことも聞いております。そのあたりのことを、これは県のサポート資金のことですから、我々が関与する立場ではないとは思いますが、銀行さんのほうでこれを審査する段階でかなりはねられているというふうなうわさを聞いているのですが、そのあたりは実際に聞き取り調査とかそういったものはしているのでしょうか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 銀行と県のほうの経営サポート資金ということで県の当然審査、また信用保証協会のほうの審査があるということでありまして。その中で、はねられるといたしますが、借りられないという状況に陥った場合、実際の町としてのヒアリング等は行っていません。また、そこまで介入できない状況であります。ただ、そこで考えられることは、その財務体質のほうに極端に

悪いところとか、これは予想なのですが、町税とか税金等の滞納があるところにつきましては、借りられないことになっております。ですから、そういう状況があったところにつきましては、残念ながら貸せないという状況ではないかというふうに考えております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度玉村町一般会計補正予算（第5号））に対する質疑を求めます。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 13ページ、下の内訳のところですが、緊急雇用創出事業215万1,000円になっておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 緊急雇用創出事業ということでありまして、経済産業課のほうで不況対策とかそういう一環としてこの事業のほうを受け持っております。内容としましては、不況等で契約を、派遣社員等で契約を打ち切られたとか、そういう方が不況対策室のほうに相談に見えます。その方に対して、当面の間なのですが、会社等の就職が決まるまでの間、町のほうの臨時職員ということでその間の雇用をつなぐというような形で計上させていただいたものでございます。

対象課としましては、住民課のほうの3月転入、転出等が多く、忙しくなるということの対応策として窓口、ほかに税務課のほうで、今やっておりますが、確定申告の間の窓口の手薄になる部分を力

バーするとか、それから給食センターのほうへ口座振替の関係等で臨時職員が一時的に必要なことになるということがありますので、そちらのほうに約10名ほどの臨時職員を当面の間雇用できるような予算として215万1,000円ということであります。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 不況対策として非常に重要なことだと思うのですね。そこで、派遣職員等で玉村町でどれぐらいの人が職を失ったのでしょうかね。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 派遣職員のその雇用の契約の解除につきまして、町のほうへすぐに報告等があるわけではございません。主に雇用対策としましては、国が中心になりまして、ハローワーク等で重点的に行っておりますので、そちらのほうのサポートという形で町としては考えております。そんな関係で、申しわけありませんが、その辺の件数につきましては報告もございませんし、なかなか調べる手段がないという状況であります。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） そのハローワーク等に行っている人は多分聞けばわかるのだと思いますけれども、町でそういう職を失って困っているというような人を調べるというのですか、申し出をしていただいて何らかの方法でその人たちの生活を支援をしてやると、そういう考えは町としてはないのですかね。私はぜひやるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 答弁はどなたに求めますか。

11番（町田宗宏君） まず、町長に聞きましょう。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 大事なことでありまして、そのために先ほど申したように、不況対策室等を設けて町内玉村町の町民の皆さんでそういう不況に陥った場合には、役場のほうに相談に来てくれということで、窓口をつくって対応をしておるということでございます。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 町長の補足になりますが、町としましては不況対策室のほうを立ち上げまして、まず役場のホームページのほうにそちらのほうの困っている方、派遣職員等で契約解除になった方々に対しての呼びかけと、1軒ずつ回覧等で全町民にわかるような方策もとりました。さらに、商工会のほうを通じまして、中小企業等の会社に対しましてそういうことがありましたら、ぜ

ひ商工会を通じてでもいいですし、また町の不況対策室のほうに案内をしていただくというふうな方策もとらせていただきました。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

茂木信義議員。

〔 15 番 茂木信義君発言 〕

15 番（茂木信義君） 14 ページ、松くい虫防除事業についてお尋ねします。

これは、角淵の松林の件だと思いますが、この松くい虫防除対策事業ということで地域活性化・生活対策臨時交付金ですか、これが活用できるということではっきりしている次第なのですが、町として今のその松林の現状というか、現状認識どのような形になっているのか、ちょっと確認したいのですが。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） ご質問のとおり、角淵の防除林ということで松、クロマツのほうが生えられております。話を聞いたところによりますと、昭和20年代ごろですか、それを植えたということでもあります。本数につきましては全体で378本ほどあるというふうに調べております。そのうちの松くい虫による枯れてしまったものが107本ありました。約4分の1強と申しますか、そのくらいの松がもう既に枯れております。残りのものにつきましては、当然枯れることが予想もされずし、そちらのほうの害虫が侵入するおそれがありますので、そちらのほうに防除対応としましてアンプルを松の木に注入するわけなのですが、そちらのほうの処理をしました。107本につきましては、もうこれは切り倒して完全に害虫が飛散ないように焼却処分をするというふうな手だてをとりたいというふうに考えております。そのほうの委託料としまして842万6,000円ということでございます。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

〔 15 番 茂木信義君発言 〕

15 番（茂木信義君） 薬剤を注入して防除対策をしたというようなことなのですが、これは何年くらいもつものなのでしょうか。永久的にもつもののでしょうか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 約、メーカー等の発表によりますと、三、四年というふうに発表されておりますが、実際の施工業者に聞きますと5年はほぼ大丈夫だというふうに聞いております。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

〔 15 番 茂木信義君発言 〕

15 番（茂木信義君） そうしますと、今回は緊急対策ということでこのような形でやったと思う

のですが、以後こういったものに対応する施策というのを基本的に考えていかななくてはならないと思うのですが、例えば5年に1遍消毒をするのだと、あるいはもうちょっと早くするのだと、そのあたりの見通し的なものはどうなのでしょう。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 過去にもこのような事例があったというふうに聞いておりますが、今回は非常に大規模な、要するに被害をこうむったということでありまして。5年先がどうなるかという状況ですが、そのときは当然町とその民有地、共有林である場合はそちらのほうとも費用負担も検討しながらどういうふうな対処していこうかということは決めさせていただきたいと思いますが、基本的には町も中心になってそちらのほうの防除対策をしていかなければならないというふうに考えております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（石川眞男君） 休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時再開

議長（石川眞男君） 再開します。

- 日程第 9 議案第 1号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4号 玉村町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 5号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 6号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 8号 玉村町介護保険基金条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 9号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 10号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 18 議案第 11号 平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 19 議案第 12号 平成20年度玉村町老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 20 議案第 13号 平成20年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 21 議案第 14号 平成20年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 22 議案第 15号 平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 23 議案第 16号 平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 24 議案第 17号 平成20年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 25 議案第 18号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について
- 日程第 26 議案第 19号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 27 議案第 20号 町道路線の認定について
- 日程第 28 議案第 30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 29 議案第 31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につ

いて

○日程第 3 0 議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（石川眞男君） 日程第 9、議案第 1 号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定についてから日程第 3 0、議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての 2 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 1 号から日程第 3 0、議案第 3 2 号までの 2 2 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 1 号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町議会議員選挙及び玉村町長選挙において玉村町選挙管理委員会が当該選挙の選挙公報を発行するため、公職選挙法第 1 7 2 条の 2 の規定に基づく条例を制定するものです。

条例の概要を申し上げますと、選挙管理委員会は候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに 1 回発行しなければならないこと、掲載を受けようとする候補者は指定された期日までに掲載文を添え、選挙管理委員会に申請しなければならないこと、選挙公報は選挙期日の前日までに選挙人名簿登録世帯に配布され、配布方法については新聞折り込みによる方法もできるが、この場合には役場等に備え置くことにより、選挙人が容易に入手できるように努めること、また無投票となった選挙では発行しないこととしています。

なお、発行に関しての詳細につきましては、選挙管理委員会が別に定めます。

議案第 2 号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金の制定について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、近年介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である状況が続き、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律が成立し、平成 2 0 年 1 0 月に政府与党において介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として平成 2 1 年度介護報酬改定率を 3 % とすることが決定されました。報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する財政措置として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が、改定による平成 2 1 年度の上昇分の全額、2 2 年度の上昇分の半額が交付されます。交付金を受ける市町村は特例基金を造成し、交付金を一たん特例基金に積み立てて 2 1 年度、2 2 年度にそれぞれ介護保険特別会計に繰り入れることとなります。基金利子も特別会計に繰り入れることとなります。この条例は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日限りその効力を失い、基金

に残余金がある場合は国に返還することとなります。

議案第4号 玉村町監査委員条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月1日から全面施行となることに伴い、玉村町監査委員条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、健全化判断比率並びに資金不足比率等の公表が義務づけられ、公表に当たっては監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっておりますので、このたび監査委員の審査にかかわる関連条項を整備するものであります。ただし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第2条、第3条、第22条の規定については、既に平成20年4月1日から一部施行されておりますので、平成19年度決算に対する健全化判断比率並びに資金不足比率等については、監査委員の審査の上、議会に報告し、公表をしております。

議案第5号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、職員の退職及び新規採用に伴い職員定数を変更するものでございます。現時点での平成20年度の退職予定者は、県派遣職員や再任用職員を含め、6名であります。また、平成21年度の新規採用職員は、県派遣職員を含めまして4名を予定しており、全職員数といたしましては2名の減となるものであります。

議案第6号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成20年の人事院勧告において勤務時間の短縮が勧告されたことに伴い、同様の改正を行うものでございます。人事院では、平成16年から平成20年までの5カ年間、民間企業における所定労働時間を調査し、その結果をもとに平成20年の人事院勧告にて国家公務員の勤務時間の短縮を勧告しました。

内容につきましては、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に短縮するものであり、これにより1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分に変更されます。当町においては、現在の閉庁時間である午後5時15分は現状のままとし、昼の休憩時間を45分から1時間に変更して対応する予定であります。昼の休憩時間が1時間になることについては、実質的に平成18年以前の休憩時間廃止前と同様の勤務形態であり、住民サービスを低下することなく対応できるものと考えております。また、今回の改正により行政コストの増加を招くことのないよう、より一層の公務能力の向上に努めてまいります。

議案第7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、勤務時間の短縮に伴い再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の扱いを改正するものでございます。再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当につきましては、現在は8時間を超えた場合に割り増しが発生することとなっておりますが、今回の勤務時間の短縮に伴い割り増しが発生する勤務時間を7時間45分を超えた場合に変更するものでございます。

議案第 8 号 玉村町介護保険基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、積立額を定めた条例第 2 条のうち、後段の剰余金の 2 分の 1 以上規定を削除するものです。

削除する理由としましては、国支払基金の負担金について前年度精算により返還が生じた場合、剰余金の 2 分の 1 以上の返還が生じる場合がありますので、返還金は次年度に繰り越してから剰余金について基金に積み立てるものとするためであります。

議案第 9 号 玉村町介護保険条例の一部改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、第 4 期高齢者保険福祉計画の中で 65 歳以上の第 1 号被保険者の新たな介護保険料を制定させていただくものであります。

本町の介護サービスは、訪問系、通所系はある程度充実しておりますが、施設系が幾分弱いものがありました。しかし、本年 4 月には特定施設入居者生活介護、これは有料老人ホームでございます、これが新たに 40 床。平成 22 年 4 月には介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームでございますが、50 床開設いたします。また、小規模多機能型居宅介護の施設を平成 22 年度に 2 施設計画をいたしております。特別養護老人ホームの待機者は 100 人前後ありますが、入居緊急度の高い方の解消につながると考えております。第 4 期計画では、特別養護老人ホームができますので、施設系の給付費が著しく伸びます。今まで居宅系のサービスを利用されていた方が施設に移りますので、通所、訪問系等の給付費はある程度抑えましたが、介護報酬の改定がありましたので、給付費の改定増も 3% の伸びとなります。3% の伸びに対しましては、21 年度、22 年度は介護従事者処遇改善特別基金を活用し、さらに介護保険基金をでき得る限り取り崩した上で、保険料の基準額は年額で 4 万 6,800 円、月額では 3,900 円と算出いたしました。第 3 期の基準額より年額で 3,000 円、月額で 250 円の増額となります。

当町では 8 段階の所得段階を設け、基準額に対する弾力化を行いました。所得段階別の介護保険料は、生活保護被保険者、町民税非課税世帯で合計所得が 80 万円以下の方は、年額 2 万 3,400 円、月額 1,950 円で、対象者は 750 人前後です。町民税非課税世帯で合計所得が 80 万円を超える方は、年額 3 万 5,100 円、月額は 2,900 円で、対象者は 600 人前後です。世帯内に町民税課税者がいる方で、本人は町民税非課税で合計所得が 80 万円以下の方は、年額 3 万 9,700 円で月額 3,300 円で、対象者は 1,400 人前後です。この段階は弾力化により新しく作成した所得段階で、第 3 期に比べ保険料を減額いたしました。世帯内に町民税課税者がいる方で、本人は町民税非課税で合計所得が 80 万円を超える方は、年額 4 万 6,800 円、月額で 3,900 円、対象者は 900 人前後です。これが基準額でございます。本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円未満の方は、年額 5 万 3,800 円、月額で 4,400 円、対象者は 1,000 人前後でございます。これも弾力化により新たに作成した所得段階で、第 3 期に比べ保険料を減額いたしました。本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円以上 200 万円未満の方は、年額 5 万 8,500 円、月額

で4,800円で、対象者は660人前後でございます。本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上600万円未満の方は、年額7万2000円、月額で5,800円で、対象者は600人前後でございます。本人が町民税課税で、前年の合計所得が600万円以上の方は、年額で7万9,500円、月額では約6,600円で、対象者は90人前後でございます。今後は、地域支援事業や介護予防事業の提供を通じて自立支援や要介護度の悪化防止により介護給付費の抑制に努め、より信頼と安心のおける制度となるよう尽力してまいりたいと考えております。

議案第10号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(6号)についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,806万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億5,176万3,000円とさせていただくものとともに、繰越明許費の設定及び地方債の変更をさせていただくものでございます。

まず、繰越明許費の設定でございますが、土木費、道路橋梁費の地方道路交付金事業であります。斎田 上之手線の街路事業、町道1571号線道路改良事業であります。都市計画費では、まちづくり事業並びに都市計画基礎調査費をそれぞれ翌年度に繰り越すものでございます。用地買収では、建物の移転補償費が主なものでありまして、契約は完了しておりますが、移転先の家の建築工事等が終了していないことが主な原因であります。工事におきましては、町道1571号線道路改良事業並びにまちづくり事業の一部が繰り越し事業となるものでございます。都市計画基礎調査につきましては、都市計画道路及び東毛広域幹線道路へアクセスをするための町道の調査業務が繰り越しとなるものでございます。

地方債につきましては、玉村中学校建設事業であります学校教育施設整備事業債において、事業費の確定に伴い借入限度額の変更をさせていただくものでございます。これにより本年度末の起債残高見込額は、前年度末より約5,700万円下がり、92億1,204万円程度となります。

次に、主な歳入歳出予算の補正内容についてご説明申し上げます。歳入歳出予算を精査した結果、歳入を減額するとともに、事業が確定した歳出を減額することにより、財政調整基金繰入金は5億円を取り崩すことで財政を賄うことができました。平成20年度末財政調整基金残高は、これらを勘案しますと26億円程度となる予定でございます。

まず歳入について、個人町民税であります。当初予算見込みから4,000万円の増額、一方、法人町民税につきましては1億8,000万円の減額、固定資産税では6,000万円の増額を行い、町税全体では8,000万円の減額補正でございます。

民生費負担金では、保育料が2,100万円の減額でございます。

手数料では、一般廃棄物処理手数料、戸籍証明手数料などで750万5,000円の減額となっております。

また、国県支出金につきましては、地方道路整備臨時交付金が用地交渉及び建物補償交渉で時間を要する物件等がありまして、減額になります。

また、児童福祉費負担金及び社会福祉費負担金につきましては、事業費が確定したこと及び給付費等の申請が当初の予定より少なかったこと等により、減額するものであります。一方、公立学校施設整備負担金につきましては、補助事業費の単価がアップしたことにより、補助金額が増額になったものでございます。

定額給付金給付事務費補助金並びに子育て応援特別手当事務取扱交付金につきましては、国からの100%の歳入であります。

財産収入では、基金の利子の確定によるもの、並びに町有地売払収入として斎田 上之手線の代替用地として売却を行いました。

寄附金では、昨年12月に匿名の方並びに立正佼成会から合計12万円のご寄附をいただきましたので、地域福祉基金へ積み立てをいたします。

次に、玉村町ライオンズクラブから8万8,550円、保育所の図書購入として受け入れし、第4保育所図書購入費として利用させていただきます。

続いて、歳出でございますが、年度末という関係上、全体的に事業費の確定、入札による差金並びに各種経費の節減、節約による減額補正を多く計上しております。一方、増額の補正についてでございます。一般経費並びに施設管理費では、電気料等の値上げにより一部増額補正となっております。

総務費の基金費につきましては、基金から生じる利子等を各基金に積み立てをし、ご寄附をいただきました12万円を地域福祉基金に積み立てをします。大澤奨学金基金につきましては、昨年5月に大澤照義様から200万円のご寄附をいただき、12月には大澤奨学金基金条例が制定されましたので、基金積み立てをするための補正を行います。

次に、企画費では、定額給付金事業であります。国の法案可決後に給付手続がスムーズに行えるよう準備を進めるための電算委託料の事務費を2,118万5,000円計上しております。

次に、民生費では、福祉医療費不足分300万円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計の保険基金安定繰出金を643万9,000円を繰り出すものでございます。

児童福祉費では、子育て応援特別手当事業費としまして事務費107万7,000円でございます。この事業は、定額給付金同様、法案可決後に給付手続を行えるよう準備を進めるものでございます。

衛生費では、妊婦健診の無料健診回数を本年2月より5回から14回に補助回数をふやしたために、243万円の増額でございます。

教育費の学校関係につきましては、急遽必要になった修繕費及び軽微な工事費等を計上しております。

保健体育費では、社会体育館トレーニング室に設置している器具の修繕費並びに運動公園の庭木等の委託費でございます。

最後に、学校給食費では、施設の修繕料及び米飯委託料事業費の不足分の増額でございます。

以上、補正予算の主なものの説明をさせていただき、提案説明とさせていただきます。

議案第11号 平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(3号)について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,754万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,974万2,000円とさせていただきますのでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして繰越金を9,614万1,000円、退職被保険者等国保税を2,500万円、高額医療費共同事業交付金を909万5,000円増額し、一般被保険者国保税を6,900万円、国庫支出金を1,275万3,000円、県支出金を189万1,000円、保険財政共同安定化事業交付金を4,252万5,000円、一般会計繰入金を2,161万3,000円金額確定等により減額するものでございます。

歳出の主なものとしては、高額医療費保険財政共同安定化事業拠出金が拠出額の確定により825万5,000円、特定健診等事業など保健事業費として884万1,000円を減額するものでございます。

議案第12号 平成20年度玉村町老人保健特別会計補正予算(3号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,091万5,000円とさせていただきますのでございます。

補正の内容といたしましては、歳入として支払基金医療費交付金を98万2,000円、審査支払手数料交付金を11万8,000円、国保負担金231万9,000円を減額し、県負担金を38万9,000円、諸収入293万円を増額し、歳出として診療報酬審査手数料10万円を減額するものでございます。

議案第13号 平成20年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(2号)について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,643万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,189万6,000円とさせていただきます。なお、第2条において、繰越明許費として高齢者医療制度円滑運営事業、システム改修費131万3,000円の繰り越しを翌年度にお願いするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして保険料を保険料の軽減拡大により3,287万円、事務費繰入金208万8,000円を減額し、保険基盤安定繰入金を721万4,000円を増額、国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費131万3,000円を新たに設けるものであります。

歳出の主なものとしては、高齢者医療制度円滑運営事業システム改修費として131万2,500円計上させていただき、翌年度への繰り越し事業とさせていただきます。

次に、基盤安定拠出金を721万4,000円増額し、後期高齢者医療保険広域連合納付金3,287万円、広域連合事務費拠出金77万5,000円を減額するものでございます。

議案第14号 平成20年度玉村町介護保険特別会計補正予算(3号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ2,491万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,838万円と定めるものでございます。

まず歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を実績見込みによりそれぞれ増減いたすものでございます。また、歳出につきましては、総務費や介護サービス給付費等を実績見込みにより増減いたすものでございます。

内容といたしましては、総務費として報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料を増額し、給付費では施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護保険サービス計画費、高額介護サービス費、基金積立金を増額いたします。また、減額するものとしては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費、住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特定入所者介護サービス費、包括的支援・任意事業費であります。介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,291万4,000円については、同額を特例基金に積み立てるものでございます。

議案第15号 平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(2号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ60万円減額し、歳入歳出それぞれ1,046万5,000円と定めるものでございます。

まず歳入につきましては、介護予防プランの作成件数の実績見込みと執行残による不用額を減額するものでございます。また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第16号 平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(3号)について説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,629万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,778万2,000円とさせていただくものでございます。

内容については、主に流域下水道負担金及び工事等執行額確定に伴う一般会計繰入金の減額と地方債の減額の補正でございます。

歳入の主なものは、前年度繰越金2,471万円を増額し、一般会計繰入金3,100万円減額し、地方債は公共下水道事業債5,690万円、特定環境保全公共下水道事業債1,670万円をそれぞれ減額し、流域下水道事業債360万円を増額するものであります。

歳出の主なものとしては、公共下水道維持管理費では1,169万2,000円を、特定環境保全公共下水道維持管理費では920万円の減額で、それぞれ県央処理場維持管理負担金金額等の確定によるものであります。

公共下水道建設費では4,046万1,000円、特定環境保全公共下水道建設費では1,493万7,000円を減額するものです。また、公共下水道建設費の雨水対策事業の4,686万2,000円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

議案第17号 平成20年度玉村町水道事業会計補正予算(2号)について説明申し上げます。本案につきましては、収益的支出の予定額を220万4,000円増額し、総額を5億8,777万7,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、動力費375万7,000円の増額と職員人事異動に伴う総係費の給料等155万3,000円の減額を補正するものでございます。

また、資本的支出の建設改良費の上水道配管切り回し工事713万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

議案第18号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について説明申し上げます。本案につきましては、加入者からいただく共済事業の事務費の賦課総額並びに賦課単価につきまして、農業共済条例第5条第2項により議会の議決を経て定めることとなっております。

平成21年度の賦課金総額を457万5,000円とし、賦課単位並びに賦課率につきましては、一覧表のとおりでありまして、昨年と同様とするものでございます。

議案第19号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについてご説明申し上げます。本案につきましては、農作物共済の損害防止のための事業推進に必要な措置を講じておりますが、その費用の支払いに充当するため、農業共済条例第155条第6項の規定により特別積立金20万円の取り崩しをいたし、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 町道路線の認定について説明申し上げます。本案につきましては、平成20年度道路台帳補正における認定にかかわるものでございます。主な内容は、住宅団地等の開発行為により道路を整備し、所有権を玉村町に寄附及び帰属していただいた道路並びにサイクリング道路ネットワーク事業による路線を認定するものでございます。今回の認定路線は11路線、延長合計は1,289.53メートルとなっております。

議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について説明いたします。群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である富士見村が平成21年5月5日から前橋市に編入され、また吉井町が平成21年6月1日から高崎市に編入されます。したがって、この編入に伴い同広域連合の規約変更が必要となり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について説明申し上げます。本案につきましては、組合の規約変更について、別紙のとおり、組合組織団体間において協議の上定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、平成21年3月31日に群馬県市町村総合事務組合の組織団体である榛名興産市町村組合が解散され、同組合から脱退することとなったため、規約及び組合組織団体に関する別表の整備を行うものでございます。

議案第32号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について説明申し上げます。本

案につきましては、組合の規約変更について、別紙のとおり、組合組織団体間において協議の上定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、平成21年6月1日に群馬県市町村総合事務組合の組織団体である吉井町が廃され、同組合の組織団体である高崎市に編入されることになったため、規約及び組合組織団体に関する別表の整備を行うものでございます。

以上、22議案を一括して提案説明させていただきました。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

なお、22議案に対する質疑、討論、表決は、平成21年度当初予算の特別委員会への付託を行った後に行います。

○日程第31 議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議長（石川眞男君） 日程第31、議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について説明申し上げます。

本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、一定の区域内に指定業種の対象施設を設置した事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定しようとするものであります。

世界的な経済情勢不安の折、当町においては地域産業の振興、雇用の創出、財政基盤の確立が図られることを期待して、企業誘致を積極的に推進しております。その企業誘致を優位に進めるための優遇措置の一環となり、支援措置を講ずることで今後の企業立地を促進してまいりたいと考えております。

具体的には、本条例の対象となる企業は法律に規定されたアナログ関連産業及び基板技術産業の中の特定された製造業、いわゆる指定業種であり、約3年後まで対象施設を設置したものにつき、その固定資産税を最初に課すべきこととなる年度より3カ年を限度として免除するものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議長（石川眞男君） 休憩いたします。午後は1時15分に再開いたします。

午前11時40分休憩

午後1時15分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

-
- 日程第32 議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算について
 - 日程第33 議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第34 議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算について
 - 日程第35 議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第36 議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算について
 - 日程第37 議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について

- 日程第 38 議案第 27 号 平成 21 年度玉村町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 39 議案第 28 号 平成 21 年度玉村町水道事業会計予算について
- 日程第 40 議案第 29 号 平成 21 年度玉村町農業共済事業会計予算について

議長（石川眞男君） 次に、日程第 32、議案第 21 号 平成 21 年度玉村町一般会計予算についてから日程第 40、議案第 29 号 平成 21 年度玉村町農業共済事業会計予算についての 9 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 32、議案第 21 号から日程第 40、議案第 29 号までの 9 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 21 号 平成 21 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成 21 年度玉村町一般会計予算につきましては、先ほどの平成 21 年度施政方針の中で詳しく述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんをいただきたいと思います。平成 21 年度一般会計予算の総額は、101 億 7,600 万円となり、1%増加し、金額にして 9,600 万円増加の大型予算編成になりました。

歳出の主なものは、玉村中学校校舎建設事業費で 6 億 2,009 万円、玉村小学校体育館大規模改造事業 1 億 2,283 万円、第 3 保育所建設事業 3 億 664 万円、道路建設事業を中心とした土木公共事業費で 6 億 2,200 万円、福祉医療では新たに 10 月から中学校卒業までの通院を対象として 2 億 7,140 万円、妊婦健診費助成は 5 回までだったものを 14 回まで無料化とし、2,934 万円、不況対策費としては前年度に引き続き緊急雇用創出事業 1,014 万円、中小企業等緊急支援事業 5,000 万円などの大型事業及び新規事業を盛り込みました。

また、性質別の内訳につきましては、義務的経費が 39.1%であり、昨年度より 0.6 ポイント減少し、投資的経費は 18.6%で、1.1 ポイント減少しております。財源につきましては、町税を 46 億 2,767 万円、前年度対比で 4.7%の減となったため、自主財源比率は昨年度を 2.7 ポイント下回り、60.4%となりました。反面、地方交付税は 8,000 万円伸びて、9 億 3,000 万円、9.4%の増額を見込んでおります。このため依存財源比率は、昨年度を 2.7 ポイント上昇して 39.6%となる見通しであります。さらに、不足する財源につきましては、財政調整基金から 7 億円を取り崩して対処いたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、その柱となる町税でございます。個人町民税につきましては、

景気の悪化が懸念されておりますが、2.3%の増を見込むことができました。一方、法人町民税では景気の悪化により、54.8%減と大幅に落ち込んでおります。また、固定資産税は評価替えや建物の一斉調査等により、1.7%の増を見込むことができました。町税全体では、4.7%減の46億2,767万円を計上することができました。

次に、地方交付税でございます。地方財政計画では、2.7%の増であります。当町では先ほど説明しました法人町民税の大幅な減額を含め、自主財源が減少しておりますので、前年度対比9.4%増の9億3,000万円を見込みました。

また、国庫支出金は、玉村中学校施設整備費負担金並びに交付金が、事業費の減額等により24.6%減の6億6,844万円であり、県支出金は障害者自立支援費負担金及び福祉医療費補助金等が増額となったため、前年対比5.4%増の5億4,499万円であります。

基金繰入金では、さきに説明しました財政調整基金を7億円、ふるさとまつり等に充当するために、ふるさと創生基金から1,500万円、都市計画事業等に充当するため、都市計画事業基金から5,000万円を取り崩して財源の確保を図ってまいります。これにより、財政調整基金の21年度末現在高は19億円程度になると予測をしております。

町債におきましては、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債が前年度対比63%増の4億9,000万円、玉村中学校建設に伴う教育費を4億290万円、第3保育所建設に伴う社会福祉施設整備事業債2億3,590万円、及び社会福祉法人グリーンハートが行う特別養護老人ホーム建設事業に伴う地域総合整備資金貸付事業債として1億2,000万円をそれぞれ予定し、町債発行額全体では、前年対比50.6%増の12億4,880万円を計上しました。その結果、一般会計の21年度末地方債現在高は、96億4,000万円程度となり、20年度末に比べて4億円程度の増額となる見込みでございます。

以上が平成21年度一般会計予算の概要でございますが、今後におきましてもハード事業等の大事業が控えており、厳しい財政状況は続くと考えております。より一層の行財政改革を行い、健全な財政運営を維持していく所存でございます。

議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億9,380万3,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し1.8%減の予算となっておりますが、昨年並みの予算規模であると考えております。減額になる主な要因としましては、昨年4月から70歳以上の被保険者に対する一部負担割合について、1割から2割に変更になる予定でしたが、国の方針により負担割合が凍結されたことにより本人負担については1割のままとなっており、今年度についても引き続き負担割合が凍結になることから、差額の1割分について国が負担することになるため、この分については医療費が減額になるものでございます。しかし、世界的な景気低迷により国保の加入者につ

いては増加することが予想され、国保税に関しては若干伸びるものと考えております。また、国保税の賦課について今年度から介護分の限度額が9万円から10万円になることが決まっております。このような状況の中で医療技術の進歩に伴って医療費は年々増加しており、医療費抑制の取り組みとし、昨年4月から特定健診・特定保健指導を実施しております。実施初年度ということもあり、実施計画の目標値である健診の実施率45%を達成することはできず、30%にとどまる状況ですが、平成19年度の基本健診と同程度の受診がございました。今後さらに健診を受診してもらえよう周知徹底し、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧などを予防することで、他の疾病への進展や重症化を予防することにより、生活習慣を改善することで医療費の抑制につながればと考えております。また、保健センター等と連携を密にし、健康はつくるものという視点に立ち、1次予防にも重点を置き、生活習慣病にかからないための健康づくりを積極的に推進していきます。医療制度改革により国保財政は大変厳しいものとなっておりますので、収納対策にも力を入れ、収納率を向上させることにより、健全運営に努めてまいります。

議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ223万1,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し98.8%の減であります。医療制度改革により老人保健制度が廃止になったため、本年度については月おくれ及び過誤分の予算になります。

議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,786万5,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し4.6%の減であります。主な歳入としては、後期高齢者の保険料で、特別徴収と普通徴収で1億4,214万円になります。この保険料は、歳出としてそのまま群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金として納めます。そのほかにも広域連合の事務費分や保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ、歳出としてそのまま広域連合へ納付します。広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら適正な事務処理を行い、後期高齢者医療被保険者の方々にご理解をいただけますよう努めてまいります。

議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ13億3,580万7,000円と定めるものとさせていただきます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、第1号被保険者保険料2億6,607万2,000円、国庫支出金3億441万円、支払基金交付金3億9,195万4,000円、県支出金1億8,768万6,000円、繰入金1億8,555万4,000円でございます。

続きまして、歳出につきましては、介護サービス等諸費は12億8,557万1,000円で、前年対比3.6%の増となっています。介護サービス等諸費の主な内訳としましては、要介護者に対する介護サービス給付費が11億5,876万1,000円、要支援者に対する介護予防サービス等諸費が7,604万4,000円となっております。介護保険施設入所者等の低所得者に対する特定入所者介護サービス費は3,572万6,000円、高額サービス費等で1,307万6,000円となっております。地域支援事業費につきましては2,451万円と、前年対比11.7%の減少となっております。

本年度より第4期介護保険事業がスタートいたします。本年度は有料老人ホーム40床が新たに開設し、介護老人保健施設も伊勢崎佐波医師会病院で新設されるなど、施設系サービスの充実が図られてまいります。また、地域支援事業等もおおむね順調に経過しているものと認識しており、より信頼と安心のおける制度となるよう努力してまいりたいと考えております。

議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,199万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1・2と認定された方に対してケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入737万5,000円、一般会計繰入金461万5,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしまして、保健師等の雇い上げ費用、システム機器使用料など819万2,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が370万円でございます。

議案第27号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,298万3,000円とさせていただくものであります。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます、の流総計画に基づき、平成16年度から下水道整備7カ年整備計画を推進しております。予算の内容については、前年度当初予算に対し19%の減の予算であります。

主な事業として公共下水道事業では、板井地区、福島地区の管渠築造並びに面的整備を実施し、特定環境保全公共下水道事業では、角淵地区、斎田地区の管渠築造並びに面的整備を実施するものであります。また、雨水対策事業では、3カ年計画による蛭堀の改修工事、斎田 上之手線の新設及び鯉沢の整備を実施するものであります。

公共下水道事業整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費の節減など、今後も引き続き経営の健全化に努めて

まいります。

議案第28号 平成21年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成21年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,100件、年間総配水量を541万4,000立方メートルと予定し、当初予算を編成いたしました。

初めに、3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で6億1,251万3,000円を計上いたしましたが、その主なものは給水収益等の営業収益が6億942万6,000円と営業外収益の308万6,000円でございます。続いて、水道事業費用は5億7,008万6,000円と予定いたしましたが、その主なものは営業費用の4億8,599万8,000円と借入金利子等の営業外費用が7,608万8,000円でございます。

次に、4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては1,902万7,000円を計上いたしましたが、その主なものは新規加入者負担金でございます。続いて、支出は2億620万8,000円と予定いたしましたが、その主なものは建設改良費の8,500万円と企業債償還金の1億1,608万8,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費に4,500万円と浄水場施設内動力装置交換工事に3,000万円と設計委託料の1,000万円でございます。

なお、資本的収支において不足いたします1億8,718万1,000円は、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきます。

次に、5条では平成22年度の上水道窓口料金徴収業務委託料2,379万円と浄水場施設管理業務委託料1,249万5,000円の債務負担行為額を3,628万5,000円と定め、6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,482万2,000円、交際費を1万円と定め、8条では棚卸資産購入限度額を537万6,000円と定めたものでございます。

議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算についてご説明申し上げます。最近の農業共済事業は、農作物の作付減、畜産農家の廃業などで共済資源が減少傾向にあります。平成19年度から品目横断経営安定対策の導入による対応として、今後も引き続き集落営農組合等の担い手を中心とした農業共済事業を実施し、地域密着体制で臨んでいきたいと考えております。

平成21年度予算につきましては、19年度から実施している麦の集落営農組合としての加入が行われるほか、各共済事業につきましても完全引き受けに努力していくとともに、不慮の災害から農家を守り、サービスの低下をさせることなく引き受けの確保、事業運営の安定化、効率化を目指すものでございます。

まず、第2条の平成21年度農業共済事業の予定量であります。農作物共済の水稻では424戸、麦では281戸、家畜共済、乳用牛では6戸、肉用牛等では4戸であります。園芸施設共済につきましては、園芸施設で79戸の引き受け戸数となっております。また、損害防止事業としましては、防

除戸数が424戸、防除面積では4万479アールの病虫害防除薬剤等の交付を予定しております。さらに、一般損害防止事業としての予防衛生措置等や施設園芸被覆材の補修テープの交換等も予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入及び支出の予定額をそれぞれ7,279万2,000円と定めるものでございます。

4条の一時借入金の限度額につきましては、返済可能額を定めたものでありまして、農作物共済6,000万円、家畜共済1,000万円、畑作物共済300万円、園芸施設共済2,000万円、業務用借入金では1,000万円の一時的借入限度額を設定したものであります。

次に、第5条及び第6条につきましては、予定支出各項の経費金額の流用並びに議会の議決を経なければ流用できない経費について、それぞれ定めるものでございます。

農業共済事業は農家と国が掛金を出し合い、災害に遭遇したときは被災農家に共済金を支払う制度であり、農家の自主的な相互扶助を基本とした制度であるとともに、国の災害対策としての公的農業共済保険制度であります。地球温暖化による山火事や大洪水等の異常災害の兆候が出てきている今日では、安定した農家経営の保護を図り、健全な農業共済事業運営に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、平成22年4月には特定組合として県下1組合を推進している中、残り1年余りとなり、移行事務も最終の詰めの段階であります。農家の目線に立って農家のための共済事業を遂行していきたいと考えております。

以上、予算関係9議案を一括して提案説明させていただきました。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

それでは最初に、議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。
宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 総括質疑を行います。

平成21年度予算が一般会計総額101億7,600万円と、前年の1.0%増ということで組まれたわけでありまして。最近の急速な景気悪化ということで、税収のほうも相当厳しいのではないかと予想されるわけでありまして。予算編成に当たってもその辺十分考慮されているとは思いますが、その一方、玉村中学校施設の体育館施設の建設、上陽小学校の大規模耐震化改修、第3保育所の建設等、そういった財政需要も多くなる。その上子供の医療費の無料化、中学校卒業するまで拡大をするとい

うことで、さまざまな財政需要が見込まれるという中で、約7億円の調整基金を取り崩してしのぐというふうに全体計画を立てているわけでありましてけれども、その辺の全体像をどのような財政計画の基本的な考え方を持っておられるのか、町長にお尋ねいたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 100年に1度の大恐慌というのか、金融恐慌という、そういう時期を迎えたわけでございます。その中で特に製造業を主体、中心に、大変な落ち込みをしております。非常に厳しい経済情勢というのが当たり前の時代になりました。そういう中で、玉村町が今まで予定しておりました中学校の建設、保育所の建設、小学校の耐震補強等大型の建設が予定をされておりました。私は、こういう時代にこそこの公共事業をすることが地域の活性化に、今まで暗く沈んでいたその地域を活性化するものと考えておまして、今年度予算につきましては多分相当の税収の落ち込みはあるということを予想しながら、今まで蓄えてきました基金を十二分に生かした中で、この公共投資をして、そしてこの玉村町の経済の活性化までいくかわかりませんが、いろんな面で住民の皆さんに元気を与えると。これこそ我々がやるべき仕事だろうと思って、この計画に対しては一步も引かずに粛々と公共事業を進めて町民の皆さんに還元をすると、そういうつもりでこの今年度予算を立て、前年度より1%増という、こういう時代に多分一般的に見るとかなり無理した予算かなという印象を受けますけれども、私はこれは本当の今の玉村町の力のある予算であると確信をして、決して無理をしていない予算であると思っております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 1点踏み込んでお伺いいたします。

一番心配をされるのは、法人町民税であるわけですね。この辺についての見通しというのですか、予算編成もある中でもどんどん時代の流れが変わっていくという、非常に予期せぬ事態に突入するのかなという町民全部が身構えている状況で、そういう意味ではこの際積極的に事業を展開し、町内の景気をよくするということについては、私も縮こまっている場合ではないかと、行政の果たす役割がますます重要だというのは共通な認識であります。

しかし、やっぱり法人町民税のその動向がどの程度におさまるといふふうに見ておられるのか、非常に懸念するところでありましてけれども、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（石川眞男君） 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） まず、お聞きいただきたいのですが、16年度のまず決算3億3,600万円でございます。17年度の決算で3億4,400万円、18年度の決算が3億9,100万円、19年度の決算が6億1,300万円ということで、19年度の決算だけが突出し

で多くなっております。これにつきましては、東部工業団地に介在する1社ですけれども、1社だけで2億円程度伸びたということが要因になっているようでございます。

そこで20年度の予算を組ませていただくときに、それに近い数字ということで書いてありますが、5億7,600万円を計上させていただきました。ところが、先ほど町長申し上げましたように、非常に景気が悪いということの中で、今年度の20年度の決算予測が、この計上させていただくときに約3億8,000万円程度になるであろうという見通しでございました。それに対して国の、これ水ものでありますので、どのくらい組むのがよろしいかという検討をしたのですけれども、国の出している指標というものが0.78という数字が出ておりましたので、3億8,000万円の0.78ということで、2億9,600万円という数値を計上させていただきました。

しかしながら、今度の補正にもありますけれども、20年度の決算の見込みは、ちょっとだんだん伸びてきていますので、約4億円程度になるであろうということでもありますので、もう少しこれも伸びるかなと。そうすると3億円程度になれば、例年よりは5,000万円程度、19年度は別にして、こんなには落ち込まないのではないかというふうな感じでおりますけれども、ただこの数字の中ではあくまでも20年度当初予算と21年度の当初予算の比べということですので、パーセント的には非常に落ちたという表現になっておりますが、こんなところです。よろしくお願いします。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） いずれにしても予算特別委員会に付託されるわけですから、その中で詳細については質問をしていきたいと思っております。町民の皆さん非常にその辺を心配しておられるということで、町長の強いその意志というのですか、を改めて表明する場にしたいと思っておりますので、見解をお伺いいたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 積極的な予算という見方もできると思います。私は、財政運営については健全財政というのを第一に考えて財政運営をしているわけでございますけれども、玉村町の現在置かれている立場、玉村町の財政力、総合力、そういうものを総合的に見た中で、この積極予算については決して無理のない、今までに蓄えた力を今町民のために発揮するのだという予算でございますので、ぜひその辺で理解をしていただきたいと思います。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） けさの町長の施政方針、それから先ほどのこの平成21年度の予算に関する説明を聞いたのですが、それから今の宇津木議員の回答でもありましたけれども、100年に1度

と言われる経済不況の年だと、年を迎えていると、こういうことでありますけれども、この一般会計予算の基本施策の重点項目として5項目挙げてありますけれども、その中に経済不況対策というものが書かれていないと。いわば家に例えれば、平成21年度の予算の大黒柱は、私は経済不況対策ではないかと。それは大黒柱で、あとその周りに小さい柱が、ここに掲げてある5項目が重点施策ということで考えるのが至当ではないかと思いますが、町長の考えいかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 総体的なものは、この世の中の流れでございますから、その世の中の流れを十分に把握しながら玉村町の予算をつくるということでございまして、今回の予算は玉村町の予算であると。ですから、我々も十分にその100年に1度のこの経済不況というこの世の中を勘案した中での玉村町としてどういうまちづくりをするかという予算でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） ならばこの重点項目の中に入っている経済不況対策、どんなものがあって、総額幾らになりますか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 皆様のお手元に21年度のこういう参考資料というのがあると思うのですが、その中に一応そのいろいろな細かい項目が書いてございます。全体的に、要するにこういう不況の時代には、町としてたくさんの事業をやることによって地域が潤ってくると、そういうこともございますので、全体的にはそういうことです。

それで、あとは主にその経済産業課で取り組んでおりますいろいろな各項目がございまして、こういうものをやることによって、それに対応していくと、そういう形になっておると思います。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 全く答えになっていないですよ。本当にこの経済不況が、世界じゅうが経済不況ですよ。日本もそうだと。そこで、日本政府は相当の補正予算を組んでいるのです。また、平成21年度の一般予算に当たっても、経済不況対策というのが柱になっているのですよ。総額三十何兆円になると思いますよ。一般の予算は88兆円ですよ、概略ね、そのうちの。それに比べて約38兆円を経済不況対策に充当しているということなのですね。玉村町が101億円の予算を組むと、しかも経済不況の時代だと、大変だ、大変だと言いながら、その不況対策としてどんな事業があつて、総額幾らだと概算も出ないでちゃんとその経済不況のことは考えているといったって、それは町民が

納得しないのではないですかね。私はそう思うのですよね。本当に玉村町の町民も生活が大変なのだということを考えれば、これは各課課長さんも町民のどういうところにこの経済不況対策を講ずるべきかということを真剣に考えると。だから、みんな各課長さん方が真剣に考えれば、経済不況対策にどういう事業が必要で、幾らずつ充当してあると、ぱあっと概算ぐらい出るはずですね。私はそれを言っているのですよ。常山の蛇という例え話がありますよね、常山の蛇。頭を踏まれればしっぽでその足をたたくと、しっぽを踏まれれば今度はその足にかみつくという中国の故事ですよね。そういうふうに経済不況だと、大変な時代なのだと思ったときに、その不況を乗り越える対策というのは、各課皆さんが真剣に考えて、それをまとめて経済不況対策にはこういう事業を盛り込むと、幾らだとぱあと言えるような予算を組むべきだと思うのですけれども、いかがでしょうかね。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 先ほどは今年度の緊急対策事業というのも説明があったと思うのですが、そういう事業をたくさんやるのが、一つのそういう不況対策となると思います。

また、もう一つ、先ほどの参考資料に載っております13ページと14ページにあるのですが、13ページの緊急雇用創出事業、これは数字がここに事業費として1,000万円余り出ておりますし、14ページにおきましては中小企業等緊急支援事業5,000万円ですか、こういうふうな形で実質的な数字も入っておりますので、こういうものを含めて、そして101億円という予算を組んだこと自体が不況対策と、そういうふうにとらえていただければと思います。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

村田安男議員。

〔12番 村田安男君発言〕

12番（村田安男君） 宇津木議員のほうから町税の関係、質問いたしましたけれども、その中でこれは住民感覚で考えた場合に、法人税のこれは少なくなるというのは、先ほど課長のほうからも説明があったように、平成18年の段階に戻るというふうな話で、大変理解できる話でございます。ただ、町民税の中でも個人住民税ですね、大きく町民税の中のウエートを占めているこの数字について、対前年比で2.3%の増と。これは当然町民税というのは前年の所得に応じて課税されるわけでございますけれども、平成20年の景気がよかったからという表現もあろうかと思っておりますけれども、それは9月までの時点でございます、10月以降はこの現在の状況が続いているわけでございます。そういうものを勘案していくと、2.3%の21年度の個人町民税の増加というのは、どのような試算に基づいてなされているのか。これは、町民感覚で言えば町民税が税収ふえるのだよというような説明は、私は大変しづらい話なので、その辺をどのような試算に基づいてなされているのか、その辺について1点お伺いします。

それで1つお願いします。

議長（石川眞男君） 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 個人住民税の関係でありますけれども、ご承知のとおり一部の所得税が、これは国ですけれども、町民税が、町のほうに税源移譲されたことは、ご承知のとおりでございます。その今度住民税としてふえるときに、20年度の予算計上するときにおおむねこの程度ふえるだろうということで、20年度の当初予算の計上をさせていただきました。この20年度の決算の予測を見させていただきますと、思った以上に伸びてきておるといのが実情でございます。

今回の、これから質疑を受けますけれども、補正予算でも20年度伸ばさせていただきますけれども、あくまでも20年度当初がちょっと計上が甘かったということの中でふえる見込みでございますので、20年度当初予算と21年度の当初予算の比較ということで伸びるという格好になっておりますけれども、今ご質問いただきましたように、実質的にはそれほど変わらないというようなことございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（石川眞男君） 村田安男議員。

〔12番 村田安男君発言〕

12番（村田安男君） 私の認識の甘さというか、勉強不足ということかわかりませんが、税源移譲の関係については地方交付税4億円減、それから譲与税の移行が3兆円というので、実質1兆円のマイナスというような総枠の位置づけの中で事業展開がなされるということで私は認識しております。そういうものを含めて税源移譲の関係については、18、19、20年、この3カ年でほぼ相当数字が動いたという判断しております、21年度にその影響がまだあるというような話はちょっと私勉強不足だったなということなのですが、課長のほうはその辺についてまだあるという認識でとらえていることでよろしいわけですかね。

議長（石川眞男君） 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） ちょっと説明が悪くて申しわけありません。

これは、あくまでも伸びというのは20年度当初予算と21年度の当初予算の比較で伸びることなのですが、20年度の当初予算を組むときの税源移譲がされる見込みが、計上する見込みが少なく見込んだということでもありますので、わかりましたか、ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） 都市計画税のことで、都市計画事業基金ですね、今20年度末で6億円からの基金があると思うのですが、今回5,000万円の切り崩しということで都市計画事業としては

どのようなものがあるのでしょうか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 今ご案内のように、継続的に展開しておりますのは、まちづくり関係の事業あるいはそれに付随した今アクセス道路、いわゆる4路線、そういうふうなこと等も踏まえました中での、全体的には8款の都市計画費の中に充当されているということで、細かく申すなれば代表的なものはまちづくり事業等の基金導入というようなことであります。

議長（石川眞男君） 三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） ちょっとわからなかったのですが、これはこの都市計画事業は全部都市計画区域内の事業ということですね。まちづくりはまちづくり交付金が出ておりますよね。それとほかに都市計画税も充当されている、どのようなところに充当されていますか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） ご指摘のように、当然交付金事業、いわゆる60%の交付金のほかに、こういうふうな先ほどお話しいたしました都市計画税も同じその款の中へ充当させていただいておるということであります。

議長（石川眞男君） 三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） その4割補助の6割の中に都市計画税を入れているということ、都市計画税からのあれを入れているということですか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 別であります。今の60%というのは、まちづくり交付金ということで国からのいわゆる交付金になります。今の都市計画税というのは基金導入ということで、町の基金を基金造成をいたしておりまして、それから先ほど言いました関係のところを、いわゆる町の都市計画基金から充当させていただきましてということで、まちづくりの国の交付金とは別な財源であります。特定財源には変わりないのですが、町のは特定目的基金、いわゆる都市計画税ですね、それから基金から充当させていただきましてということで、まちづくり交付金の60%とは別なものであります。町の特定期源の、はい。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 総括質問ですよね。

私が一番危惧しているところは人口減、今玉村町においては3万7,000台に落ちまして3万8,000はなかなかいけないと。今後その人口が減るということは、自主財源も当然考えていかななくてはならない問題だと。そんな中において、その人口減に関しましてどの程度の考えを持っているかお聞きしたいと、そのように思います。

議長(石川眞男君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 現在の人口3万7,900前後でございます。一番多いときは3万8,300ぐらいまでいったのですけれども、それから減ってきてまして、去年あたり比べると50人から100人ぐらいが減っているということでございます。要因はいろいろありますけれども、私は結構人口の玉村町ぐらいの導入の変化の中で外人の動きというのも結構ありまして、何か外人が関西方面に動いているというときは減りました。一遍に百何人夏に減ったことがあります。

それより大事なことは少子化でございますして、小学生、子供の出生率も余り上がってありません。そういう中で年間50から100ぐらいの、このところ二、三年は減っているという状況でございます。ただ、新規の住宅などは結構できていますので、100軒から150軒ぐらいできていますので、定住人口については私はそれほど減っているとは思っていないのですけれども、ただ子供が減っていることは間違いないということで、今後いろんな企業誘致などしながら、新しい人を玉村町にいかに入れるかと。そういう中で少子化対策、今回の医療費の中学生までの無料化とか、妊婦健診の14回とかというのは、いい材料になると思いますし、やはり人口がふえるためには今一番何を求めるかということ、安全安心なのですね。犯罪の多い町には人はふえません。そういう意味でも、安心安全なまちづくりということはどうと大事でございますして、人口を減らさないためにもこれからも力を入れていくというのが私の方針でございますして、一番問題は団地などで子供が大きくなって結婚すると。今までできたほとんどの団地が、60坪前後の宅地にうちができておりますので、親子2代がここで生活するというのは非常に難しい。それをどういうふうに子供を引きとめるかということも一つの要因でございますし、団地などであいたところを新しい人にどうやって入ってもらおうかと、そういうこともこれからいろんな施策をつくりながら考えていかなければ、この人口の減少は私とはまらなないと考えております。これをいかにとめて人口増を図っていくか、それには線引きで住宅地を拡大するというのも一つの方策として考えております。

議長(石川眞男君) 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 自主財源というのを減らさないようしていくには、やはり人口減をとりあえずとめたいと、そのように思いますが、企業としてもこれからポディーブローが効いてくると。現状今維持しているというのは、本当やっとなという形で、原材料も石油値上げから一気に上がりました

が、その後下がらないのですね。石油は下がっても、材料は下がらないというのが現状なのです。だから、企業としてはこれからがだんだん厳しいかなと、私はそういう見方をしているのですが、そういう中においた今回のその予算組みをしてきたかなと、そのように思うのですが、答えはとりあえず結構ですので、よろしくお願いします。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成21年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成21年度玉村町老人保健特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成21年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第27号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第28号 平成21年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

これもちまして、平成21年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

次に、議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

平成21年度玉村町農業共済事業会計予算に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、平成21年度玉村町一般会計ほか8予算に対する総括質疑をすべて終了いたします。

○予算特別委員会の設置・選任の件

議長（石川眞男君） お諮りいたします。

議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算から議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算までの9議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第29号までの9議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

○日程第41 議案第1号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定について

議長（石川眞男君） 次に、日程第41、議案第1号 玉村町選挙公報の発行に関する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４２ 議案第２号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（石川眞男君） 次に、日程第４２、議案第２号 玉村町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４３ 議案第４号 玉村町監査委員条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 次に、日程第４３、議案第４号 玉村町監査委員条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第44 議案第5号 玉村町職員定数条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第44、議案第5号 玉村町職員定数条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 職員の人員削減は6人が減って、新採用4人して、実質的に2人減になったと、こういう話を聞きましたが、これは人員削減の計画がありますけれども、その計画どおりですか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 玉村町の場合は、その人員の削減計画、集中改革プランというのがあるのですが、それよりも実質的には低くなっております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第45 議案第6号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第45、議案第6号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第46 議案第7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第46、議案第7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４７ 議案第８号 玉村町介護保険基金条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第４７、議案第８号 玉村町介護保険基金条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４８ 議案第９号 玉村町介護保険条例の一部改正について

議長（石川眞男君） 日程第４８、議案第９号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

宇津木治宣議員。

〔１３番 宇津木治宣君発言〕

１３番（宇津木治宣君） 議案第９号の介護保険条例の改定について質疑をいたします。

この景気の中ですから、お年寄りの皆さんから介護保険料が上がるのはとても耐えられないと、何とかしてほしいという声を日々聞いているわけであります。一方、お年寄りが介護サービスを受ける、待機をせざるを得ない、特別養護老人ホームに入れない、十分な介護が受けられないという状況もあるという２つの相苦しい中での審議になるわけですけれども、今回の審議を通して一番気になるのは、介護給付費の推計と、要するにどれだけかかるかということを経算式の中で計算し、その２０％を１号

保険者が負担をするという計算ですから、計算の方式がどんどん変わればその答えも変わるということになっているわけですね。詳細に見ていきますと、けさも全員協議会に示した資料が、私ここのところずっとこれを毎日眺めているのですけれども、どうしてもこの1号保険者の40歳というのが意味がわからずに夜中の1時ごろまで悶々として、これが間違っているなんてことは夢にも思っていなかったものですから、私の勉強不足かなと思って、結果として何となく間違っているから直したというようなことですが、この資料に基づいて玉村町介護保険運営協議会は審議なされたのではないですかね。そういうその誤った資料に基づいての審議の結果を踏まえて、介護保険審議委員会がうんと言ったから条例を改正、介護保険料を変えるという話には、到底私も不満を感じざるを得ないので、質問するわけです。

介護給付費の中身をつぶさに見ますと、どんと上がっているものがあるのです。例えば小規模多機能型居宅介護、平成20年度は3,000万円ですが、21、22、23年度には1億3,600万円になると、ここで1億円給付費が増加をしているわけですね。介護老人保健施設、これは次から次へとでき、今回の予算の中にも50床の特別養護老人ホームができるということで、現在では約2億2,900万円のものが、最高額23年には3億5,000万円になると、ここでも1億2,000万円かかると。この両方合わせただけで2億円、3億円近いその給付費の増額だと。

一方、お年寄りの皆さんにはもう本当にその、要するに年金のほうから天引きになる、生活費を削って納めるという現実もあるということで、議会とかさまざまところでこの論議が十分になされた上で計算式ができていうよりは、これができるからこういう計算、これができるからこういう計算っていうことで、非常に不満を感じるわけです。

その辺についてどのような検討をなされたのかと。今の状況ですから、一円でも上げたくない。先日の上毛新聞でも、前橋市は4.何%の引き下げ、介護保険特別会計に16億円の積立基金があったそうです。それを使っての引き下げということで、正直言って上げられてもらいたくないと。では、一方その特別養護老人ホームは必要ないのかという話にぶつかるわけですが、やっぱり相当の論議が私はあった上で、値上げをするなら値上げするというでなければならぬ。ということになると、本議会で何の質問もなくこんなどんどん通すというのは、私到底承服できないので、質問しているわけです。

それで、保険料改定をするわけですが、これは増収は幾ら増収に計算上はなるのでしょうか。改定に伴う増収、料金増は幾らと見込んでいるのか。それがそのあらゆる方策を通してどこかで消化をして、上げずに済むということではできないのかどうか、まず確認をしたいと思います。

次に、基金を取り崩して充てるということで、この資料によりますと平成21年の1月、20年度末1月現在と括弧して書いてありますけれども、1億1,311万8,532円の基金があるというふうになっていますけれども、監査委員のほうに報告をしている例月基金報告書では1億二千幾らになっている。合っていないのだけれども、これは一体どういうことなのか、その辺をまず確認をした

と思うのです。要するに基金も全部取り崩してさまざまな方策をとった上でのこの提案なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今度9段階に分かれて、8段階プラス1ということでしょうかね、この段階が。一部には下がってくるような人も、1,400人くらいですか、いるので、この点についてはいいかなと思うのですが、そういった全体の中で上がったか下ったかというのではなくて、みんなが痛みを分かち合って何とかその介護保険料増を防ぐ手だてはないのかなということも考えるのです。その辺お尋ねをいたします。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） まず、介護保険料算出については、十分いろいろな角度から見まして、計算しまして算出した額だということで、ご理解していただきたいと思います。今まで18年から18、19、20と4万3,800円というふうな介護保険料でやってきたわけですが、これについては今まで特老とそれからしきの園の特別養護老人ホーム、これだけでも介護保険になる前からその施設はあったわけでごさいます、そういったところから20年からの3年間分については4万3,800円ということやってきたわけですが、21年からについては、新たに特別養護老人ホームができるということあります。また、有料老人ホーム等もできるということあります。

そういった観点から、これは今までの介護保険料ではなかなかやっていけないというようなことやってきたわけですが、十分基金も6,000万円程度取り崩したらどうかとか、8,000万円程度取り崩したらどうかとか、いろいろ計算をしまして、介護保険料を4,000円以上には上げられないだろうというような、そんな認識もあったわけですが、そういったところで最大限基金を取り崩して、それで計算しまして妥当な線というようなところで、今回月当たり3,900円、年4万6,800円というようなこと出てきたわけでごさいます。

前橋市等が今回下げてきたというようなことが新聞に載ってございましたけれども、この辺については今までがかなり高目にあって、基金のほうに余分に積んであったのではないかなというふうに思っております。そういった基金を多く投入しまして引き下げられたような、そんな感じがいたします。

それから、今回のこの分で増収はどうかという部分については、これから人口等もいろいろ変動していきますので、今のところちょっと増収分について把握していないですが、よろしく願います。

〔「議長、増収分が把握してないっておかしいだんべ」の声あり〕

議長（石川眞男君） ちょっと休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 私の質問の受け止め方がちょっと違った受け止め方をしてしまいました、3年間の18、19、20と21、22、23の3年間のことでちょっとしてしまったのですけれども、20年度と21年度の差ということでお答えしますと、増額分で2,287万9,000円ということになっています。2,287万9,000円。

それと、もう一つの質問で、基金の取り崩しの基金の額が監査と合わないというようなことが質問だったかと思いますが、9月のときの額で国の基金のほうに返還するというので補正をしたのですけれども、この分についてはまだしておりませんで、最終の3月で調整してこの1億1,300万円というふうな数字になってくるというようなことでございます。

以上です。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 町民の皆さん6,000ながしの、1号保険者の皆さんは大変厳しい状況になって少ない年金生活ということでやりくりしているわけです。その上、最近の不況で家族の中にもやっぱり失業が出てくるとかということで、非常に先行きに不安を感じているというのが、今のお年寄りの実情ではないでしょうか。そういう中で、たとえ年間3,000円でも料金を値上げをするというのは、やっぱりその人たちの大変さというのを心配りが私は必要だと思うのですよ。だからこそ、やっぱりその金額が妥当なのかどうかということを熱心に議論した上で決めていくということだと思うのですね。

年間のその増収入というのは予算書に出ていて、2,387万9,000円、私もそれはわかっていたのですよ。わかっていたのですけれども、どういうふうになっているのかなど。この計算式は3年分を大まかめにしていますので、非常にわかりにくかったですよね。いろいろ計算はこれはしましたけれども、おおむね介護保険の中身が、要するに施設重視、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護と、こういう物重視にどんどん移ってってしまうということだと思うのですね。

給付推計の中でも、例えばホームヘルプサービスなんかはほぼ横ばい、そういう介護予防事業なんかは若干ふえるようではございますけれども、ということで、その介護保険の全体のポリシーが一体どこにあるのか、要するにその辺のニュアンスも含めて十分考えた上での料金改定であるのかどうかということをお聞きしているわけなのです。

そういう意味では、答弁だけを聞いている限りでは、何かそんなふうには聞こえないのですよ、残念ですけども。計算がひとり歩きしてコンピューターでどんどんやるから、計算式の答えは出て、先ほども4,000円を超えない、超えてはまずいよね、3,900円で、何かその辺で決まったのかなと、ほかに他意はないのかなというような感じはするのですよね。

先ほどの答弁の中でも、答弁がまだ不足している部分については再度聞きたいのですが、基金はこの資料では1月末となっているのですよね。1月現在で1億1,000万円って、これ1月現在ではないのですかね。そういう数値をやっぱり正確なものを出していくということが、信頼を得る道だと思うのですけれども、1億1,311万8,532円のうち準備基金を8,730万円取り崩すと、それに入れて3年分の保険料を計算するというところでよろしいのでしょうか。

そうすると、二、三千万円まだ残るといこと、基金が残るといことになるのか、それとも20年度の介護保険の会計がどのような状況になって、それから基金を積み立てることはないのか、繰越金はないのか、その辺の説明もいただきたいと思うのですよ。そういう全部のお金のやりとりをした上で、どうしても足りないから料金改定をと、時期が来たから料金改定ではないでしょう。それで、そういうことになったとしても、一体税収増がその2,374万円ですから、正直言ってその2,374万円の財政的な手当てをどこかで工夫をすとか何かをすれば、この時期に値上げをしなくもいいのではないかというその真剣な気持ちもあるわけです。ですから、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 基金については、9月の補正分を今後3月で調整すると言いましたけれども、これはこの1月現在で1億1,300万円基金がありますよというのは、推計でそれを調整した分の額で出ているわけです。

それで、基金としては1億1,300万円程度あるのですけれども、実際に取り崩した基金については8,700万円というふうなことで、若干基金が残ります。

〔「それから、20年度の会計の繰越金とか基金積み立てとか、そういうことについての見通しについては」の声あり〕

健康福祉課長（松本恭明君） どこかの、どこかといっても一般会計からしかないのではないかと思うのですけれども、そういったところからここへ投入して介護保険料を下げるというふうな、そんなこともあると思うのですけれども、なかなかやっぱり特別会計で介護保険というのは介護保険料の範囲内でやってくださいよというようなことでありますので、このような形でお願いしたいということでございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 第1回目のときに質問した内容については、その9段階、8プラス1ですね、に保険料が0.7掛け、0.5掛け、いろんな数値に分かれているわけです。高くなっているところもあるわけですね。その段階も若干いじると、人によっては下がる人も出てくると。要するにそういう内容も含んでいるわけですね。したがって、そういう全体のやりとりの中で、もっと下げる人にはありがたいのでしょうけれども、やっぱり下がる人、上がる人と計算マジックでやりやるのはいかななものかなと。そういう中のやりくりの中で少しでも増額を抑えることはできないのかどうか、そういうことも検討されたのかどうか、これは一番最初に聞いてまだ答えがないのですけれども、3回しかできませんので、お答えをいただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） やはり段階別に分かれている中で、第3期計画では7段階までというようなことでやってきたわけですが、その辺のところ微妙な所得階層の人は大変不利益をこうむるといふようなかわいそうなところも出るので、この辺のところを分けて、それで一番人数の多いところになってくるわけなのですけれども、そんなところで緩和措置みたいなところを研究したということでございます。これは、全部のところがこういうふうになっているわけではなくて、玉村町ではこういうふうにしたという特別なところもあるわけでございます。所得階層別でやっておりますので、その中の所得がどこに入るかというのは、いろいろな方がおりますので、その辺あれなのですけれども、お示したような改定になったということでございます。

以上です。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） どうも宇津木議員に対する回答、明快でないのですよね。したがって、数字の話ですから、数字で言っていたきたいと思うのですよね。そこで質問をいたします。

全員協議会、2月25日のそのときの資料だと思いますが、23ページに次のようなこと書いてありますね。介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策ということで、これは国の施策のことが書いてあるのですね。どういふことかと申しますと、平成21年度の介護報酬改定プラス3%により、介護従事者の処遇改善を図ることとし、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行うと。国は、1,154億円を投じて次のような措置を講じているのですね。平成21年度は、その3%の改定増分は満額国で国庫負担しますと。22年度はその半分を負担をしますと、国がね。23年度は全部これは市町村でやってくださいと、こういう表ができておりますけれども、この国庫負担のことを考えますと、平成21年度にどうしても増額しなければならないと、介護保険料を増額しなければならないという理由が、私には見つからないのですね。したがって、どうしても平成21年度にこの原案の

ように改定しないとやっていけませんという理由を数字で述べていただきたい。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 20日の全員協議会でお示したように、その資料の中の10ページに給付費の推計というようなことでございます。これは、第3期保険計画18、19、20の給付費はこうだったですよと、それでこれをもとにして21、22、23を推計したわけです。そういったところで特別養護老人ホームができたあるいは小規模多機能をつくった、あるいは老人ホームができたということになりますと、このような額で今までではやっていけません。ですから、今回のこのように改定をお願いしますというようなことでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 3回しかないのでもう2回目になるのですけれども、23ページのこの表を見ますと、改定増分ですね、3%については平成21年度は国が全額国庫負担しますと言っているのですよね。それで、22年度はその半額を国が負担しますと。23年度はゼロ円、国は負担しませんと、こういうことを考えますと、その介護施設がどうこうというのではなくて、この介護報酬改定3%分については、その21、22、23年度平均にするのではなくて、この国庫負担に応じて町は増額していけばいいのではないかと、私はそう思うのですよね。

けれども、実際の町のこの介護保険料は、そうっていないでしょう。平均にしてしまっているのだと思うのですよね、21、22、23年度。でしょう。だから、僕はそれが本当にこの経済不況の一番最初の厳しい年度に、町民は一円でも保険料上げられたら困ると思っている人が多いと思うのですよ。だから、21年度は上げないで置いて据え置きで、22年度、23年度に上げていけばいいのではないかと。そのかわりよくPRをしていくと、町民の皆さんにね。関係者によく1年間かけてこういう状況ですよと、22年度から上がりますよ、23年度はもっと上がりますよと、そういう説明をして、私はやるべきだと思うのですよ。したがって、平成21年度から即上げるといのはいかなものかなと、こう思っているのですよね。

それで、平成21年度にどうしても上げなければならない理由を聞きたいと言っているのだよ、さっきから、21年度に。いいですか、それを説明してください。数字で説明してください。こうなりますとって、21年度に上げないと、22年度、23年度でもう介護保険料が高くなってしまってどうしようもないのだと、これぐらいの数字になりますというような検討されたら、その数字を教えてください。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 22ページなのですけれども、この3%によって来るその特例交付

金、これは真ん中辺に書いてある21年度については774万5,996円来ますよと。22年度については398万6,000円来ますよと。これらは、事務費も合わせて1,291万3,000円、一番下に書いてありますけれども、まずはこれを基金に積むわけですね。基金に積んで、21年度分の774万5,000円については21年度の基金に介護保険のほうに使わせてもらいますよと、そういうことなのですね。だから、その分で22年度についてはこの398万6,000円、これを介護保険のほうの収入で基金のほうから持って行って使わせてもらいます、そういうことなのです。

それで、なぜ介護保険料を上げなければならないかということなのですから、第4期計画は介護保険の改定の年だというふうなことで、3期ごとの国の政策に基づく改定であるということでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番(町田宗宏君) けれども、全市町村がこの介護料金を上げているわけではないでしょう、国の施策だといいいながら。ある市町村では下げているところもありますよね。だから、それは理由にならないと思うのですよ。町で考えて、そのところは裁量の余地があるのではないですか。私はそれを言っているのですよね。

だから、この平成21年度というのは非常に厳しい経済不況の時代だし、しかも始まったばかりだから、こういう不況の時代に逆に今度は介護料金を値上げすると、そのショックが非常に大きなものがあると思うのですよね。また、町民もまだしっかりしたPRが行き届いていないから、非常にショックを受けると思うのですよ。したがって、私はこの国の国庫負担の問題と絡めて、平成21年度は値上げしないで、22年度から上がりますよというPRをしっかり町民にして、それでやっていけばいいのではないかと、こう思っているのですけれども、いかがですかね。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） やはり健全な介護保険を運営するに当たりまして、先送りというものなかなかいかなものかなと思います。また、他の市町村で介護保険が下がるようなところもございますけれども、恐らく今までが介護保険料が高くて、多分基金にたくさん積まれていたというようなそんな感があるかなと思いますけれども、そういったところについてはそれを取り崩せば一たんは下がるとは思いますけれども、次の第5期介護保険計画の中でまた若干ひずみが出てくるのではないかなと、そんなふうに思っております。

健全な運営をして、玉村町の場合には5.6%という若干の上があったわけですが、非常に今まで健全に推移しているかなというふうに感じております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありますか。

村田安男議員。

〔 12番 村田安男君発言〕

12番(村田安男君) 先ほど来聞かせていただきまして、町の置かれている事情も十分理解しているつもりでございます。関連質問でございますけれども、聞いている中で施設の充実という言葉が出てきます。これは当然のことだと思えます。現状において玉村町は100名からの待機者がいるというような話の中で、施設を充実するわけございまして、当然それらの予算というものは、費用というものはかかってくるわけでございますけれども、現状においてそういう状況というものがつくれなかったことによってこういう機能の充実というものをつくっていくわけでございます。そういうものを考えたときに、これはやむを得ない話ですし、ただ今回国が打ち出したこの政策というものは、3%の上げこれをどこに使うかということは介護従事者、現状においても資格者でも十七、八万円の手取りだというような状況の中で、介護の従事者がもう少し不足しているものを状況をよくしていくというような考え方の中に立った値上げであるし、またその受ける側でもよりサービスの向上というものを考えながらこの国の政策が出されているものですから、一概に玉村町はその施設がないから、今度できるから上がるということではない、私はないと判断しておりますので、その辺を課長誤解のないようによく説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(石川眞男君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 大変ありがとうございます。全くそのとおりでございます。処遇改善でどの程度その給料に反映されるかというのは、事業所によっていろいろまちまちであると思えますけれども、介護従事者が気持ちよく介護施設で活躍できるようになったらいいかなというふうに思っております。

議長(石川眞男君) 村田議員、よろしいですね。

〔「はい、結構です」の声あり〕

議長(石川眞男君) 三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番(三友美恵子君) 先ほど宇津木議員の聞いていたことなのですけれども、どこかにお金がないのかという話ですけれども、現在1億1,300万円ということですが、20年度の決算において余るであろう予定されるお金というのはどのくらい見込まれていますか。

〔「休憩です、済みません」の声あり〕

議長(石川眞男君) 休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時15分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 20年度で余る分というようなご質問だったと思いますが、三角の2,491万6,000円です。

議長（石川眞男君） 三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） 済みません。補正予算の11ページを、補正予算のところあけてもらう、介護保険のところの。ここで介護保険基金繰入金というのがあります。ここに基金繰入金が2,263万6,000円とありますが、これは何ですか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 歳入歳出外現金というようなことで、基金から取り崩してこれを繰り入れるということだと、繰り入れると。だから、これが三角ということなのですね。不足分を繰り入れる……

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありますか。

三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） ということは、20年度は残らない、足りないということですか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） まだ精算が済んでいないので、ちょっとわからないのですけれども。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

町田宗宏議員、反対討論ですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 100年に1度と言われるこの経済不況の時代に、平成21年度介護保険料を上げるということは、町民になかなか理解してもらえないのではないかと思います。それで、どうするかと申しますと、21年度は改定増分については国庫負担で全額賄うということになっておりますので、平成21年度は介護保険料を増額しないで、22年度、23年度で介護保険料を増額すればいいと思います。うまくいけば経済情勢がよくなる可能性がありますので、この平成21年度はその経済情勢を勘案しながら保険料を増額するか減額するか検討していきますけれども、今のような経済不況が続けば増額をすることになりますと、これぐらい増額になりますということを年度後半になったら町民の皆さんにPRをしていけばよいと思います。

以上、反対討論といたします。終わります。

議長（石川眞男君） 次に、賛成の方を討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ほかに討論はありませんか。

宇津木治宣議員、反対討論ということでいいか。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 第9号議案に反対の立場から討論をいたします。

先ほど来の質疑の中でも町民の皆さんの、特に高齢者の生活厳しいということで、介護保険の保険料の重さというのをいつも大変なのだよと。お年寄りの10円、20円というのがどれほど大変かというのは、私もいろんなお年寄りのことを接する中で非常に感じているわけです。

一方、介護保険の安定のためにはそれなりの施設ができれば、それなりの給付費が伸びるということの中で、介護保険料の増額も避けられないという、このことについては私も大いに異論があるわけではないのです。でも、この景気の中で一体、要するに介護保険サービスの全体像がどうあるべきなのか。要するにもっと筋肉トレーニングやら何やら介護予防などに力を入れて、介護にその費用がかからない方策等々を本当に取り組んできたのかどうか。それから、計算式ではあそこに特老1つできると約5,000万円とか1億円の出費がふえる。だから、もう計算はこうになってしまうのだということも含めて、町民の全体の理解を得た上での方策なのかということ、先ほどの質疑で問うたわけですが、明らかな答弁というよりはちょっと迷走ぎみな答弁だったと。私としてもこれを町民の皆さんのことを思うときに、ああ、賛成と、残念ですが言えないことで、言葉は整いませんけれども、私の立場としては反対をせざるを得ない、表明いたします。

議長（石川眞男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川眞男君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

この条例に関して値上げする議案に関しては、執行側はスムーズに答弁ができるように周到な準備をしていただくように要望いたします。

○日程第４９ 議案第１０号 平成２０年度玉村町一般会計補正予算（第６号）について

議長（石川眞男君） 日程第４９、議案第１０号 平成２０年度玉村町一般会計補正予算（第６号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

寺田純子議員。

〔１４番 寺田純子君発言〕

１４番（寺田純子君） ８３ページ、お聞きください。８３ではないか、ちょっと済みません。ごめんなさい、８４ページです。済みません。

この中ほどに五料公園整備事業というのがございます。これも説明を伺って、要するに自然保護の関係から工事が延びているというお話を伺いましたが、この件についてあそこにタカの巣があって、それがために工事が進まないというお話ですので、そこにこだわる必要はないのではないかなと私は思うのですが、この件について来年度どのように実施されるのか、そこをまず聞かせていただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 五料公園整備事業、ページ数８４ページ関係のお尋ねであります。こだわらなくてもというようなご意見ですが、これは特におくれて申しわけないと思っているのですが、内容につきましては今ご質問者言われたとおり、オオタカの営巣区域でもあるということで、国交省のいわゆる八斗島上流事務所のほうへ工事をしてよろしいでしょうかというようなことで申請をいたしましたところ、そういうふうな希少動物の保護ということで、いわゆる２年間そういうふうな影響がないかどうか検討させていただきましたのですが、そういった検討委員さんの同意を添えてくださいということで、それには検討委員さんの同意を添えるのには検討委員さんもその細かなマニュアルをつくってほしいということなのですね。したがって、そのマニュアルの作成でちょっと１年近く経過をさせてしまいましたということなのですね。

先般、最終的な検討委員会が開かれまして、マニュアルもしっかりしたものができました。委員さんの認め捺印もちょうだいできましたので、ここにも新年度予算にも計上させておりますのですが、またそれを添えて国交省のほうへ申請をして、21年度におきましては工事の着手ができるように鋭意努力を重ねてまいりたいと思っております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 委員さんの承諾もいただき、今後国交省の許可を得るといふ、そういうことですが、もし仮にこれが国交省の認可がおりなかったら、どんなふうになるのでしょうか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） そういうことがないように、鋭意申請のときに細かい分野につきましてはご説明をさせていただきたいということなのです。まず、先ほど重複した答弁になってしまうのですが、国交省のほうではそういった希少動物の保護ということには本当に細かな点で神経を使っております、まずはそういったマニュアルをきちんと整備してほしいということですので、さらにほかにもどういうふうな条件が出るかわかりませんが、当面大きな基本的な姿勢としてはそのマニュアルを添付してくださいということですので、そういったことがないように鋭意関係機関のほうへ、国交省のほうへも事情を説明して許可をいただけるように努力をいたしたいと思っております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） この五料公園整備事業が始まってもう3年ぐらいになるかと思えます。地域の皆様は一日も早くできるのを楽しみにしているところだと思っております。そういうことを考えると、3年待たされてしまって、さらにこれができなかったということになると、大変なことだと思いますので、もし許可がおりないということがあり得ないと、鋭意努力されるというお話ですが、もし仮にこのところがやはりオオタカの巣のマニュアルを提出したとしても、許可がおりなかった場合にはほかのところを考える、そういったことはお考えでしょうか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） もしというふうなことでちょっとご答弁もしづらいのですが、そういうふうなことが生じないようにということで、いわゆる先ほどもう数年でしょうかね、3年近く経過をしてしまいましたということで、それにはいろんなその先ほどの検討委員さんの皆さんの努力も費やしていることであろうし、当然関係の皆さんのお力もおかりしているところですので、そういったふうなことがないように鋭意関係機関のほうへ内容をよくご説明して、許可がいただけるように努力をいたしたいと思っております。本当に重複したご答弁で申しわけないと思うのですが、そういう

ふうなことで努力を重ねたいと思っております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

備前島久仁子議員。

〔 5 番 備前島久仁子君発言 〕

5 番（備前島久仁子君） 65 ページなのですが、結核検診、それから69 ページの肺がん検診、そして骨粗鬆症検診、それからヤング健診、レディース健診、それぞれの受診率はどのようになっていますか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） ちょっと今手元にございませんので、手元に数字がございませんので、後ほど済みません。

議長（石川眞男君） それでいいですか。後ほどということでもいいのですか。

備前島久仁子議員。

〔 5 番 備前島久仁子君発言 〕

5 番（備前島久仁子君） 受診率が伸びているかどうかということもわかりませんか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） 19 年度ではまずいですか。

議長（石川眞男君） 立ってやってください。

健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） まだ20 年度締まっていないので、19 年度ということでお示しますと、結核検診の間接撮影者、直接撮影者とあるのですけれども、合計で3,678 人ということになります。

それから、何検診といったっけ。骨粗鬆症ですけれども、379 人、それからヤング健診とレディース健診と分かれておりますけれども、ヤングのほうで54 人、レディースのほうで468 人というような数字になっております。

〔 「肺がんは、肺がん」の声あり 〕

健康福祉課長（松本恭明君） 肺がんのほうで、対象者数で8,969 人いるところで、40 歳以上なのですけれども、受診者数が3,047 人というふうになっております。

議長（石川眞男君） 備前島久仁子議員。

〔 5 番 備前島久仁子君発言 〕

5 番（備前島久仁子君） これを見ますと、胃がん検診は伸びている、予想以上に伸びているとい

うことだと思っておりますけれども、そのほかはやはり減額になっておりますから、周知をどのように行ってきましたか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） これは、特定健診等で一緒に検診しております、個別に通知をやりまして来ていただくというようなことでございます。1年間のスケジュール表のチラシをつくりまして、毎戸配布等も行っております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

村田安男議員。

〔12番 村田安男君発言〕

12番（村田安男君） 47ページ、一番最後の今話題になっております定額給付金事業の関係でございますけれども、昨日あたりのテレビの中で見てみますと、準備を相当やっているところもあるというようなことで報道されております。現実的にこれは昨日国会も通っておりますので、当然これはやっていかななくてはならない。現状において玉村町はどの段階まで、どこまでこういう形でやっているとか、先ほど来の説明の中ではこれをやるために臨時職員も雇っているというような話も伺いましたけれども、具体的に作業としてはどこまでいっているのか、その辺について。それと同時に、この支給に当たって3月末には支給できるか、あるいは4月になるのか、その辺について今後の見通しについてお伺いいたします。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） この事業につきましては、総務課の政策推進室が担当しております、現在この流れなのですが、一応各世帯ごとに通知を出しまして、それでその申請書を上げていただくわけです。そして、その申請書の中に口座番号を書いていただくと。その口座番号を確認して、金融機関で1度その振り込みのテストをして、それで初めて給付に至ると、そういう形になります。それで、現在その住民2月1日が基準日ですので、それのそのシステム、定額給付金のシステムを電算センターのほうに依頼してつくっているところでございます。それが調いましたら、できれば3月の下旬に通知文を発送し、その後申請書を受け付け、手続をいたしますと、5月の中旬から下旬に第1回目の振り込みができるのではないかと、そういうような状態でございます。

ただし、いろいろそのまだ問題が細かいところで詰まっておりますので、その細かい問題を全部クリアしなければならないと、そういうことがありますので、若干おくれる可能性はあると思います。

議長（石川眞男君） 村田安男議員。

〔12番 村田安男君発言〕

12番（村田安男君） いろいろな意見がございますけれども、一日も早くこれは当然やらなくて

はならない事業だと思えます。それと同時に、一案でございますけれども、今納税の中では口座があるわけですね、各個人。ほとんどが現金で納めている方は少ないと思うのです。その口座に振り込んでよるしいですかという確認をとって「いい」と言えばそれに振り込むわけですから、そんな一々個人の口座の確認をとる必要はないので、その口座というのは当然税務の関係で把握していると思えますので、その選択の幅も1つあるかと思えますよね。

そうすれば作業がうんと短縮できますから、一々個人から口座ナンバーを確認して上げさせてなんていうことではなくて、今言ったように引き落としの口座があるわけですから、納税のときに引き落としの口座があるわけですね。そういうものでやっていけばいいのかと思えます。5月の中旬では少しよそ様から比べるとおくらしているような感じなので、一日も早くできるように何とかできるように努力していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

やり方、仕方についてはそういうのは難しいのかね。いやいや、そのやり方、仕方について難しいかどうか。

議長（石川眞男君） 答弁ね。

総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 細かい問題と申しますのは、要するに世帯ごとになっておりますので、その世帯の中にどんな方がいるかということもございませぬ。そして、代理人とかそういうものもどなたが代理人になっていいかと、そういう細かいところはまだ詰まっていないのですね。それですので、もう少し時間がかかるのではないかと。

ただ、人口の少ない町村においては、それは各戸1,000件くらいでしたら、ある程度みんなわかると思うのですね。そういうところは早くできるかもしれませんが、玉村町は1万三千何世帯になりますので、それを対象にしますと、やはり間違いはできませんので、ある程度の時間がかかると。なるべく早くやろうと思っておりますが、そのくらいになるのではないかとこのように考えております。

議長（石川眞男君） 村田安男議員。

〔12番 村田安男君発言〕

12番（村田安男君） あと1点、きのうなるほどなと思ったのは、各公民館ですね、施設に出向いて本人確認をして、そういうお年寄りわざわざ役場へ来るとか、そういう難しいと、そういうことで出向いてやっているというような話伺いましたけれども、玉村町の場合においては文書で出して文書を封筒で返すというような形だと思えますけれども、そうならば必要ないと思うのですけれども、そういうものも一つの一考だと思えますよね。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） いろいろ考えまして、そのいつときはそういう投票所ごと、12投票所あればそこで現金を配るのもいいのではないかという話もあったのですが、やはり5億6,000万円ですからその現金の受け渡しですね、非常に警備の問題も出てきますし、あるいはその犯罪にも巻き込まれるのではないかということで、やはり国の示しております郵便でやりとりする、そういう形が安全なのではないかということでそちらの方向性でいくということになっております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） ページこれは82ページ、町道106号線についてなのですが、468万6,000円の三角なのですが、これというのは賠償補償済みの執行残という考え方でよろしいのですか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 82ページの106号線のお尋ねであります、468万6,000円の減額ということで、この減額内容につきましては、物件中1件契約に至りませんでしたということなのであります。これは、ご案内のとおり、玉村高校の東側の道路なのですが、特に内容におきましてはその土地に賃借権が設定をしておりましたということで、いろいろ相続人で追跡調査もいたしておるのですが、なかなか1名ちょっと不明の方がおりまして、鋭意今関係の皆様にもお尋ねしている中で、やむなく20年度におきましてはそういうふうな契約に至りませんということで、減額補正ということをお願いすることになりました。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 20年はそういうことなのですけども、21年度に関してはあれですかね、これまた新年度の予算なのですが、今ちょっと聞いてしまってもいいですか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） この当該土地におきましては、お母さんの兄弟の方はおりますのですが、兄弟のお兄さんのほうがちょっと消息が不明でしたということなのですが、弟さんに聞きましてらどうも県外におるようだということまで追跡できましたので、さらにそういった関係の皆様からお聞きする中で、了承の確認の印をいただけるように努力してまいりたいと思っております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありますか。

三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） 83ページのまちづくり事業ですが、測量設計委託料マイナス76万円、

土地建物等補償委託料500万円ということですが、この設計委託料というのは9月に補正を組んだ分のそれがもう全部終わって残りですか。まだできなかった、残るということですか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） このまちづくり事業におきましても、鋭意いろいろな進捗を図っておるところでございますが、今回補正減ということで、特にメインルート、それから境界確認等の測量関係がおくれております。この関係につきましては、年度途中での組み替え等もやらせていただきましたのですが、なかなか町からの公園の用地の確保ですとか、そういうふうなことでなかなかこれも契約に至りません。これは、19年度からの継続事業ということで既に2カ年も経過するわけなのですが、この関係につきましても鋭意地権者等と断続的に交渉を重ねまして、次年度早期の工事着手ができるようにこの関係につきましても努力を重ねてまいりたいと思っております。

議長（石川眞男君） 三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君発言〕

6番（三友美恵子君） 今聞いたのは、土地を買うことではなくて、測量とその補償調査ですよ。それもおくれているということですか。おくれている理由は何ですか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） ご案内のように、ただいま用地測量ということで、いわゆる公図にのっって現地との照合をさせていただいております。そういうふうなことで、当該用地といいまししょうか、もう長年そういうふうな手つかず等もありませんということで、若干その公図とずれている場合も、そういうふうなこともありますので、そういったことで隣接の関係者の皆様等におきまして、特に境界確認等で時間を要しております。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 78ページの一番下ですけれども、労働環境整備資金、産業経済課、マイナス1,000万円、こうありますが、これはどういうことでしょうか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 78ページの労働環境整備資金1,000万円の減額であります。これ全額の減額ということでございます。これにつきましては、預託金ということでありまして、この労働環境整備資金につきましては、借り手があつた場合に銀行のほうに預託金をお支払いしまして、その年度の最後になってその預託金を今度は返していただくというふうなシステムでございます。そ

れで、ここで預託金のマイナス1,000万円ということは、借り手がゼロだったということでありまして、預託をする必要がなかったために減額ということでもあります。そういうことです。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 予算全額マイナスになったと、要するにそれは使われなかったと、こういうことですよ。これのなぜ使われなかったかという原因は調べられましたか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） この労働環境整備資金の内容につきましては、各企業の福利厚生施設をつくったり、福利厚生のために使ったお金に対して資金のほうを貸し付けるというものでございまして、近年どうも不景気というのですか、経済不況の関係もございまして、その中小企業の従業員の福利厚生までなかなか手が回らないという状況があるのではないかと思います。ここ数年間こういうことが続いておりまして、非常に残念なことでありますが、この不況を何とか脱出しましてこちらの資金をぜひ有効に活用していただきたいというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 実際に労働者の処遇を改善するという意味では、大変重要なことだと思うのです。経済不況でたまたま平成20年度借り手がいなかったというのならいいのですけれども、その前から余りこの資金が使われなかったとなりますと、やっぱり問題だと思うのですよね。よく商工会等と連携して、労働者の処遇改善ですので、なるべく使われるようにPRしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（石川眞男君） 答弁はいいですね。

〔「はい」の声あり〕

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第50 議案第11号 平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（石川眞男君） 日程第50、議案第11号 平成20年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） 20ページの共同事業拠出金についてお願いいたします。

まず高額医療費拠出金、これマイナスになっておりますが、この説明をいただきたいと思えます。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） この高額医療費につきましては、ある程度の例えば30万円、その所得なり基準が個々に違うのですが、それ以上についての医療費のほうの拠出金でございます。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） その理由です。200万円必要でなかったということですよ。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） 失礼しました。

ですから、当初予算計上したよりは高額の医療のかかった人はいなかったということでございます。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） さらにその内容ですけれども、どうして、どうしたのだろう、前年度と比べてその必要ではなかったのかどうか。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） これにつきましては、ですから例えば病院に行っているんな検査をして高額の検査なりそういう方、また入院されて高額になった、そういう対象者がやはり少なかったとい

うことだと思えます。

議長（石川眞男君） もう終わりです。ご苦労さまでした。3回です。もう3回ですから。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第51 議案第12号 平成20年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第3号）
について

議長（石川眞男君） 日程第51、議案第12号 平成20年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第52 議案第13号 平成20年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

議長（石川眞男君） 日程第52、議案第13号 平成20年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第53 議案第14号 平成20年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

議長（石川眞男君） 日程第53、議案第14号 平成20年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第54 議案第15号 平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正
予算（第2号）について

議長（石川眞男君） 日程第54、議案第15号 平成20年度玉村町介護予防サービス事業特別
会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第55 議案第16号 平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3
号）について

議長（石川眞男君） 日程第55、議案第16号 平成20年度玉村町下水道事業特別会計補正予
算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第56 議案第17号 平成20年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（石川眞男君） 日程第56、議案第17号 平成20年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 5 7 議案第 1 8 号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について

議長（石川眞男君） 日程第 5 7、議案第 1 8 号 玉村町農業共済事業に係る事務費の賦課について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 5 8 議案第 1 9 号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについて

議長（石川眞男君） 日程第 5 8、議案第 1 9 号 玉村町農業共済事業の損害防止に係る特別積立金の取り崩しについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第59 議案第20号 町道路線の認定について

議長（石川眞男君） 日程第59、議案第20号 町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第60 議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議長（石川眞男君） 日程第60、議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 6 1 議案第 3 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（石川眞男君） 日程第 6 1、議案第 3 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第 6 2 議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（石川眞男君） 日程第 6 2、議案第 3 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議事の都合により、3月5日から3月10日までの6日間休会といたします。

議長（石川眞男君） ちょっと休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

○散 会

議長（石川眞男君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、11日は午前9時までに議場へご参集願います。長時間慎重審議いただき、ご苦労さまでした。

午後3時59分散会